

日置市地域防災計画

【マニュアル編】

日置市防災会議

沿革 平成 20 年 1 月 30 日作成
平成 21 年 3 月 9 日修正
平成 21 年 5 月 25 日修正
平成 22 年 5 月 31 日修正
平成 24 年 6 月 4 日修正
平成 25 年 6 月 3 日修正
平成 26 年 6 月 6 日修正
平成 27 年 6 月 3 日修正
平成 28 年 7 月 25 日修正
令和 4 年 6 月 1 日修正

目 次

第1章 活動体制の確立	1
第1節 応急活動体制の確立	1
第2節 情報伝達体制の確立	7
第3節 災害救助法の適用及び運用	8
第4節 防災関係機関への応援要請	9
第5節 技術者、技能者及び労働者の確保	13
第6節 ボランティアとの連携等	15
第2章 初動期の応急対策	17
第1節 気象警報等の収集・伝達	17
第2節 災害情報・被害情報の収集・伝達	19
第3節 広報	21
第4節 水防・土砂災害等の防止対策	24
第5節 消防活動	26
第6節 地震発生後の二次災害防止対策	27
第7節 避難の勧告・指示、誘導	28
第8節 救助・救急	31
第9節 交通確保・規制	32
第10節 緊急輸送	33
第11節 緊急医療	36
第12節 要配慮者への緊急支援	38
第3章 事態安定期の応急対策	40
第1節 避難所の運営	40
第2節 食糧の供給	44
第3節 応急給水	46
第4節 生活必需品の給与	47
第5節 医療	49
第6節 感染症予防、食品衛生、生活衛生対策	52
第7節 し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策	53
第8節 行方不明者の捜索、遺体の処理等	57
第9節 住宅の供給確保	62
第10節 文教対策	65
第11節 義援物資等の取扱い	70
第12節 農林水産業災害の応急対策	72
第13節 動物保護対策	74
第4章 社会基盤の応急対策	75
第1節 電力施設の応急対策	75

第2節 ガス施設の応急対策	76
第3節 上水道施設の応急対策	77
第4節 下水道施設の応急対策	79
第5節 電気通信施設の応急対策	81
第6節 道路・河川等の公共施設の応急対策	82
第5章 特殊災害対策	83
第1節 海上災害等対策	83
第2節 鉄道事故対策	87
第3節 道路事故対策	89
第4節 危険物等災害対策	91
第5節 林野火災対策	92
第6節 不発弾処理対策	93
第6章 公共施設の災害復旧	95
第1節 公共土木施設等の災害復旧事業等の推進	95
第7章 被災者の災害復旧・復興支援	97
第1節 被災者の生活確保	97
第2節 中小企業等への融資措置	102

第1章 活動体制の確立

第1節 応急活動体制の確立

1-1 情報連絡体制下における情報の収集・伝達

概要： 情報連絡体制を確立し、降雨状況や被害状況等の情報を収集する。

時期： 市内に各種の気象警報が発令されたとき、又は震度4以上の地震が発生したとき。

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	情報連絡体制の配備職員	各自の収集場所に収集する。	
2	<input type="checkbox"/>	情報連絡体制の配備職員	住民の通報や防災関係機関（気象台、県）から伝達される情報を受領する。	
3	<input type="checkbox"/>	情報連絡体制の配備職員	テレビ、インターネット、鹿児島県河川砂防情報システム等の情報をモニタリングする。	
4	<input type="checkbox"/>	各支所地域振興課 消防本部	住民からの通報等により収集した情報を整理し、総務企画部総務課に伝達する。	
5	<input type="checkbox"/>	総務企画部 総務課	住民、防災関係機関、各支所及び消防本部から伝達された情報や自ら収集した情報より、配備体制の判断に必要な資料を整理する。	
6	<input type="checkbox"/>	総務企画部 総務課	警戒本部の設置基準に該当するときは、警戒本部設置の決定を行い、災害対策本部の設置基準に該当するときは、その旨を市長に報告する。	

※災害警戒本部・災害対策本部設置前の活動であるため、通常の部・課名を用いている。

1-2 災害警戒本部の設置

概要： 災害警戒本部の配備職員の動員、関係機関との連絡等を行う。

時期： 災害警戒本部の設置基準に該当し、総務企画部長が災害警戒本部の設置を決定したとき。

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	災害警戒本部の設置を市長に報告する。	
2	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	災害警戒本部の配備人員に対し、動員連絡を行う。	
3	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	各支所地域振興課に災害警戒支部の設置を指示する。	
4	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	災害警戒本部の設置場所を決定し、会場の設営、必要な書類・資機材の準備を行う。	
5	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	情報連絡体制の場合に準じて各種情報の収集・整理を継続し、災害対策本部の設置基準に該当するときは、その旨を市長に報告する。	

1-3 災害対策本部の設置

概要： 災害対策本部の配備職員の動員、関係機関との連絡等を行う。

時期： 災害対策本部の設置基準に該当し、市長が災害対策本部の設置を決定したとき。

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考
○災害対策本部の設置準備（突発的に大規模な災害が発生した場合など）				
1	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	(勤務時間内の場合) 来庁者及び職員の安全を確保する。	■来庁者及び職員の安全確保に関するチェックリスト
2	<input type="checkbox"/>	災害対策本部の配備職員	参集場所に参集する。	
3	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	施設の被害状況を確認し、記録する。	資料 15-4 施設の安全確認チェックリスト
4	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	危険箇所について立ち入り禁止の措置を行う。	
5	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	本部設置場所の使用可否を確認する。	
6	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	使用不可能な場合は、代替本部設置場所を検討する。	

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考
○災害対策本部の設置				
7	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	災害対策本部の設置を各部に連絡する。	■災害対策本部設置時の報告先のまとめ
8	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	配備区分を決定し、動員連絡を行う。	
9	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	各支所地域振興課に災害対策支部の設置指示を連絡する。	
10	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	災害対策本部の設置場所を決定し、会場の設営、必要な書類・資機材の準備を行う。	
11	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	災害対策本部の看板を設置する。	
12	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	職員に腕章を配布し、着用を指示する。	
13	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	停電等により電力の供給がない場合は、発電機などを利用し電力を確保する。	
14	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	発電機などを利用する際は、その燃料を確保する。	
15	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	災害対策本部の設置を県及び関係機関に報告する。	
16	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	災害対策本部の設置を住民に広報する。	
17	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	本部員会議に必要な書類の作成・準備等本部員会議開催に向けた準備を行う。	

■来庁者及び職員の安全確保に関するチェックリスト

<input type="checkbox"/>	来庁者と職員の待避を誘導する。
<input type="checkbox"/>	庁舎内被災者の有無を確認し、被災者が取り残されている場合は救助する。
<input type="checkbox"/>	直ちにエレベーターを使用中止にし、状況を確認する。
<input type="checkbox"/>	(地震の場合) 職員は一時屋外の待避場所（駐車場等）に避難する。
<input type="checkbox"/>	各課ごとに集まる。
<input type="checkbox"/>	職員の安全と人員数を確認する。
<input type="checkbox"/>	火災発生を予防し、発生した場合は初期消火を実施し、消防へ通報する。

■災害対策本部設置時の報告先のまとめ

通知又は公表先	担当班	通知又は公表の方法
本部各対策部	総務連絡 ・広報班	府内放送、電話、その他迅速な方法
支部各対策部		〃
県危機管理防災課		県防災行政無線、電話、その他迅速な方法
鹿児島地域連絡協議会		〃
日置警察署		電話その他迅速な方法
一般住民		防災行政無線、広報車その他迅速な方法

1-4 現地災害対策本部の設置

概要：必要に応じて、現地に職員を派遣して現地災害対策本部を設置する。

時期：災害の規模及び範囲から判断して、現地において災害対策本部の一部を行わせる必要があると認めるとき。

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	総務連絡・ 広報班	現地災害対策本部の設置場所を決定する。	
2	<input type="checkbox"/>	本部長	現地本部長及び現地本部員を指名する。	
3	<input type="checkbox"/>	現地本部長 現地本部員	現地災害対策本部の設置場所に参集し、現地災害対策本部を立ち上げる。	
4	<input type="checkbox"/>	現地本部長	災害対策本部に現地災害対策本部の設置を報告する。	

1-6 災害対策本部の運営

概要： 災害対策本部を運営する。

時期： 災害対策本部を設置したとき。

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	職員の参集状況の把握及び安否状況を確認する。	■動員状況の報告フロー
2	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	被害状況及び各部の活動状況等の情報を整理する。	■被災情報の収集伝達フロー
3	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	参集状況を踏まえ、職員の応援等部門間の調整を行う。	
4	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	本部員会議を開催し、重要事項の協議及び対応方針を決定する。	
5	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	本部員会議の決定事項を各班に伝達する。	
6	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	県、防災関係機関等に対し、応急対策の実施状況等を報告する。	

■動員状況の報告フロー



■被災情報の収集伝達フロー



第2節 情報伝達体制の確立

2-1 災害対策本部の通信手段の確保

概要： 災害対策本部の通信手段を確保する。

時期： 災害発生直後。

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	市防災行政無線、県防災行政無線、災害対策用移動系通信機器の被害状況を確認し、通信回線の疎通を確認する。	
2	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	電話、インターネット等の通信機器の被害状況を把握し、通信回線の疎通を確認する。	
3	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	必要に応じて、設備会社への修復依頼等、通信手段の維持活動を実施する。	
4	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	通常ルートの通信が困難な場合は、非常通信協議会構成機関に協力を要請する。	
5	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	関係機関等との連絡用電話を事前に指定し、連絡窓口を確立する。	

2-2 住民の通信手段の確保

概要： 住民の通信手段を確保する。

時期： 災害発生直後。

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	通信各社の災害用伝言サービス利用可否を把握する。	
2	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	報道機関等を通じて、災害用伝言サービスを利用することを周知する。	

第3節 災害救助法の適用及び運用

3-1 災害救助法の適用申請

概要： 災害救助法の適用を申請する。

時期： 災害発生から数時間経過し、状況により災害救助法の適用を必要と判断したとき。

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	救助班	総務連絡・広報班のとりまとめた情報より、家屋の被害状況等を把握する。	
2	<input type="checkbox"/>	救助班	災害救助法の適用基準に該当する又は該当する見込みがあるか判断する。	
3	<input type="checkbox"/>	救助班	以下の事項を明確にした上で、口頭又は電話により、知事に災害救助法の適用を申請する。 ①災害発生の日時及び場所 ②災害の原因及び被害の状況 ③法の適用を要請する理由 ④法の適用を必要とする期間 ⑤既に実施した救助措置及び今後実施予定の救助措置 ⑥その他参考となる事項	■連絡先 社会福祉課 福祉企画係 【NTT回線】 099-286-2824

3-2 災害救助法に基づく救助の実施

概要： 災害救助法に基づく救助を実施する。

時期： 災害救助法が適用されたとき又は適用されることが確実なとき。

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	救助班	災害救助法の適用について各班に周知する。	
2	<input type="checkbox"/>	救助班	各班の救助実施状況を把握し、救助の期間の延長が必要なときは、県にその旨を要請する。	

3-3 救助実施状況の報告

概要： 救助実施状況を報告する。

時期： 災害救助法に基づく救助を実施したとき。

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	救助班	各班がそれぞれ実施した救助事務の実施状況について、様式の作成を依頼する。	
2	<input type="checkbox"/>	救助班	様式をとりまとめ、救助にかかった費用等を県に報告する。	

第4節 防災関係機関への応援要請

4-1 応援要請等の方針検討

概要：防災関係機関への応援要請の方針を検討する。

時期：災害発生から数時間経過し、状況により応援要請等を必要と判断したとき。

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	各班へ支援や応援要請を必要とする作業の有無について照会する。	
2	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	庁内での弾力的な職員配置について検討し、各班に検討結果を伝達する。	
3	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	必要に応じて、外部機関への応援要請先、応援内容、応援期間等の応援要請の方針を決定する。	
4	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	応援要請先への応援要請依頼又は応援要請の要求を行う。	

4-2 県及び他市町村等への応援要請

概要：県及び他市町村等へ応援の要請を行う。

時期：応援要請の方針検討を行い、県・他市町村等への応援要請等を必要と判断したとき。

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	<p>以下の事項を記載した文書を作成する。なお各種協定に基づく場合は、当該協定に定めるところによる。</p> <p>①被害の状況 ②応援及び応急措置実施要請の理由 ③応援及び応急措置の内容及び期間 ④その他応援及び応急措置の実施に関し必要な項目</p>	
2	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	知事に応援等を要請する場合は、県地域振興局総務企画部を経由し、応援協定書をもって応援を要請する。ただし、そのいとまがないときは口頭により行い、後刻文書を改めて提出する。	
3	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	他市町村に応援を要請する場合は直接、応援協定書をもって応援を要請する。ただし、そのいとまがないときは口頭により行い、後刻文書を改めて提出する。	
4	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	県外の防災関係機関等からの応援が必要と判断される場合は、県に対し、その調整を要請する。	

4-3 自衛隊への災害派遣要請要求

概要：県に対し自衛隊の応援要請要求を行う。

時期：応援要請の方針検討を行い、自衛隊の派遣要請等を必要と判断したとき。

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	自衛隊災害派遣要請依頼書を作成し、各活動内容に応じて、県各担当部長あてに送達し、派遣要請の要求を行う。ただし、緊急を要する場合は、電話等で要求し、事後速やかに文書を送達する。	資料 2-20 自衛隊災害派遣（撤収）要請様式
2	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し知事に要求するいとまがないときは通信の途絶等により知事への要求ができないときは、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊の長に通知する。	

4-4 応援の受け入れ体制の確立

概要：受入れ体制を確保する。

時期：応援部隊の派遣が決まったとき、又は自衛隊等から自主派遣することの連絡を受けたとき。

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	派遣部隊との連絡を確保し、派遣部隊の人員、装備等を確認する。	
2	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	派遣部隊の宿泊所、車両機材の保管場所を準備する。	
3	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	派遣部隊が使用する機械、器具、材料、消耗品等の準備を土木班に依頼する。 準備を要する諸器材で、市において準備できないものについては、県にその協力を依頼し、不足する場合は、派遣部隊が携行する器材等を使用する。	
4	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	派遣部隊が実施する具体的な作業の内容、場所、作業に要する人員の配置等に関する計画を作成する。	
5		総務連絡・広報班	ヘリコプターによる物資人員の輸送を行う場合には、ヘリコプター発着予定地を指定し、派遣部隊に通知する。	
6	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	派遣部隊到着後、派遣部隊を集結地へ誘導する。	
7	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	派遣部隊の責任者と以下の事項に関する協議、調整及び調整に伴う必要な措置を行う。 ①作業計画等について ②市が準備する器材類の品目、数量、集荷場所及びこれらの使用に関する事項並びに派遣部隊の携行する器材等の使用について ③派遣部隊の撤収時期等について	

4-5 応援の撤収要請

概要：撤収の要請を行う。

時期：応援要請の目的を達したとき、又は応援の必要がなくなったと判断されるとき。

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	各班へ応援の必要がなくなった作業内容の有無について照会する。	
2	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	応援の必要がなくなった作業内容、撤収要請先、撤収時期等の方針を決定する。	
3	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	撤収方針に従い、応援部隊の撤収を行う。	
4	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	撤収依頼書を作成し、応援部隊の撤収を要請する。	
5	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	各種応援の実施記録をとりまとめ、経理・管理班に経費の清算について依頼する。	資料 2-21 自衛隊派遣の範囲・要請先等
6	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	各種応援の実施記録に基づき、市が負担する経費について清算する。	

第5節 技術者、技能者及び労働者の確保

5-1 必要人員の把握及び調整

概要： 必要人員を把握し、調整を行う。

時期： 災害応急対策に必要な人員確保を行わなければならない場合。

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	各対策部長	災害応急対策に必要な技術者、技能者及び労働者の確保について、本部会議に諮り、人員の確保・調整を行う。	
2	<input type="checkbox"/>	各対策部長	緊急やむを得ない場合は、各部長の判断により確保することができるが、事後速やかにその旨を本部長（市長）に報告する。	

5-2 公共職業安定所への労働者供給斡旋依頼

概要： 公共職業安定所へ労働者供給の斡旋依頼を行う。

時期： 災害応急対策に必要な技術者、技能者及び労働者の確保が困難な場合。

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	各対策部長	伊集院公共職業安定所長以下的事項を明示して、必要な人員の供給斡旋を要請する。 ①必要労務者数 ②作業の内容 ③作業実施機関 ④賃金の額 ⑤労働時間 ⑥作業場所の所在 ⑦残業の有無 ⑧労働者の輸送方法 ⑨その他の必要な事項	
2	<input type="checkbox"/>	各対策部長	就労者に支払う賃金の額について、関係機関と協議して定める。 ただし原則として、同地域における同職種に支払われる額とする。	

5-3 防災関係機関等に対する職員の派遣要請

概要：防災関係機関等に職員の派遣要請を行う。

時期：災害対策に必要な技術者等の確保が困難な場合。

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	以下の事項を記載した文書を作成する。 ①派遣を要請する理由 ②派遣を要請する職員の職種別人員数 ③派遣を必要とする期間 ④派遣される職員の給与その他勤務条件 ⑤その他職員の派遣について必要な事項	
2	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	災害対策基本法第29条及び第30条に基づき、知事及び防災関係機関に対し、技術者等の応援派遣又は斡旋の要請を行う。	
3	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	派遣の要請が受け容れられなかったり、適任者等を知らない場合は、県知事に対し他市町村、県又は指定地方行政機関等の職員派遣の斡旋を求める。	

第6節 ボランティアとの連携等

6-1 ボランティアセンターの設置要請

概要： 災害ボランティアセンター設置の調整を行う。

時期： 災害発生から数時間が経過し、状況により災害ボランティアセンターの設置を必要と判断したとき。

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	救助班	市社会福祉協議会に災害ボランティアセンターの設置を要請する。	
2	<input type="checkbox"/>	救助班	災害ボランティアセンターの設置場所を決定し、総務連絡・広報班に報告するとともに、県に報告する。	
3	<input type="checkbox"/>	救助班	災害ボランティアセンターの開設を確認し、総務連絡・広報班に依頼して、開設について広報する。	

6-2 一般災害ボランティアの確保と調整

概要： 災害ボランティアセンター運営の調整を行う。

時期： 災害ボランティアセンターを設置したとき。

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	救助班	日本赤十字社、社会福祉協議会及びボランティア関係協力団体と情報交換を行う。	
2	<input type="checkbox"/>	救助班	各班より、被災地域におけるボランティアニーズを把握し、求められるボランティアの活動内容、必要人員等を整理する。	
3	<input type="checkbox"/>	救助班	総務連絡・広報班に依頼して、インターネット、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて、ボランティアを募集する。	
4	<input type="checkbox"/>	救助班	社会福祉協議会及びボランティア関係協力団体に、ボランティアの派遣を依頼する。	
5	<input type="checkbox"/>	救助班	社会福祉協議会より、災害ボランティアセンターの運営状況を把握する。	
6	<input type="checkbox"/>	救助班	災害ボランティアセンターの運営に必要な人材が不足する場合は、調整する。	
7	<input type="checkbox"/>	救助班	災害ボランティアセンターの運営に必要な資機材が不足する場合は、土木班に調整を依頼する。	

6-3 ボランティアセンターの閉鎖要請

概要： 災害ボランティアセンター閉鎖の要請を行う。

時期： 災害発生から数か月が経過し、地元を中心とする生活復興支援に見通しが立ったとき。

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	救助班	市社会福祉協議会に災害ボランティアセンターの閉鎖を要請する。	
2	<input type="checkbox"/>	救助班	災害ボランティアセンターで行われる未対応業務の引き継ぎや資機材の返却等の後片付けに協力する。	
3	<input type="checkbox"/>	救助班	災害ボランティアセンターの閉鎖を確認し、総務連絡・広報班に報告するとともに、県に報告する。	
4	<input type="checkbox"/>	救助班	総務連絡・広報班に依頼して、災害ボランティアセンター閉鎖について広報する。	

第2章 初動期の応急対策

第1節 気象警報等の収集・伝達

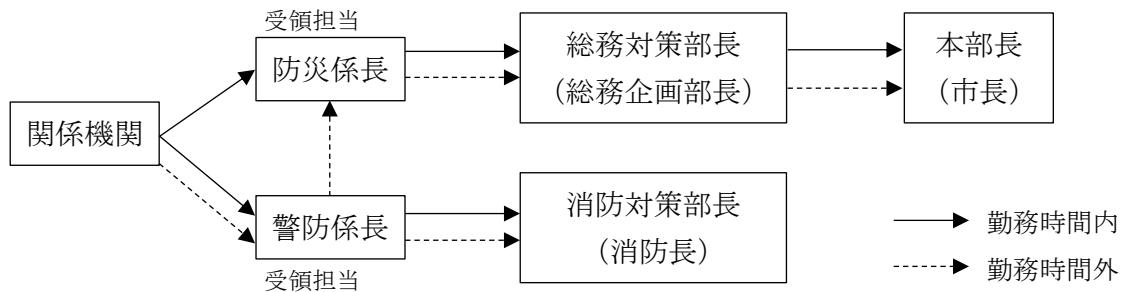
1-1 気象警報等の収集・受領

概要：気象警報等の各種情報を収集・受領し、府内に伝達する。

時期：気象警報等が発表されたとき。

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	テレビ、インターネット、鹿児島県河川砂防情報システム等の情報をモニタリングする。	
2	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班 消防班	各班の受領担当者において、防災関係機関（気象台、県）から伝達される情報を受領する。	
3	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班 消防班	収集・受領した情報を、府内伝達系統に基づき伝達する。	■気象警報等の府内伝達系統

■気象警報等の府内伝達系統



1-2 津波の監視警戒

概要：津波予報等を的確に把握するとともに、海岸地域及び河川沿岸をパトロールし、潮位、波高を監視警戒する。

時期：震度4以上と思われる地震を感じたとき、及び弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき。

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	消防班	気象官署からの津波予報等が届くまでの間、高台等の安全な場所を選定の上、職員を派遣して海面状態を監視警戒する。	
2	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	地震を感じてから1時間以上、責任者を定め、NHKの放送を聴取する。	

第2節 災害情報・被害情報の収集・伝達

2-2 災害情報等の収集

概要： 災害調査員及び災害調査班により市内の災害情報等を収集する。

時期： 災害発生直後。

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	災害調査員を指名する。	
2	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	調査班の数を決定し、調査班編成表に基づき、担当部署に調査班の編成及び調査の実施を指示する。	
3	<input type="checkbox"/>	災害調査員 災害調査班	調査の結果を総務連絡・広報班に報告する。	

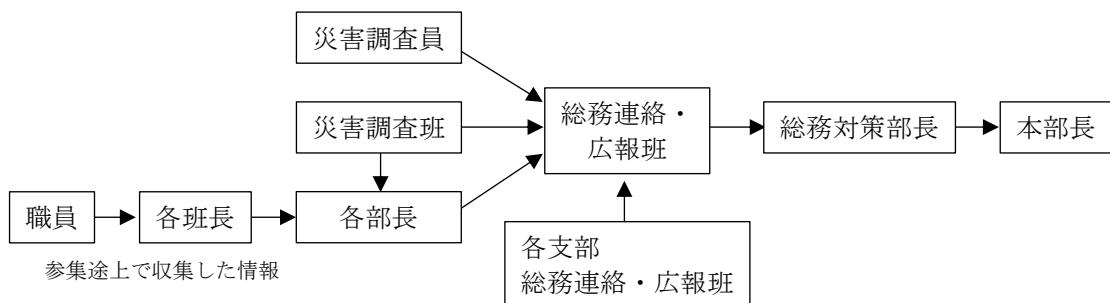
2-3 災害情報等の集約・整理

概要： 調査班等が収集した災害情報等を集約・整理する。

時期： 災害発生直後から適宜。

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	災害調査員、災害調査班、各部、各支部等より伝達された災害情報等を整理する。	■災害情報等の府内伝達系統
2	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	災害情報等を本部長に報告する。 ※報告の時期は、本部長が報告の時期について特に指示したときを除き、以下の通りとする。 ①はじめに災害情報を了知したとき ②特に重要な災害情報を収集したとき及び大きな災害が新たに発生したとき ③以後は1時間ごと	

■災害情報等の府内伝達系統



2-4 災害情報等の報告

概要： 収集・整理を行った市内の災害情報等を県その他関係機関に報告する。

時期： 災害発生直後から適宜。（地震の場合は震度4以上を把握したとき）

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	本部長	災害報告の責任者として「災害連絡員」及び災害連絡員に事故のある場合を考慮して「副連絡員」を指名する。	
2	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	警察及び各関係機関の報告と内容が食い違わないよう、各機関と被害状況に関する情報交換等を行う。	
3	<input type="checkbox"/>	災害連絡員	県に対し、第1報として参考途上の被害状況、庁舎周辺の被害状況を報告する。 時期：勤務時間外 災害連絡員の登庁直後 勤務時間内 災害発生直後	
4	<input type="checkbox"/>	災害連絡員	県に対し、人命危険情報の中間集約結果を報告する。 時期：災害発生後、できる限り早く	
5	<input type="checkbox"/>	災害連絡員	県に対し、人命危険情報の集約結果（全体概要）を報告する。 時期：災害発生後1時間以内、遅くとも2時間以内	
6	<input type="checkbox"/>	災害連絡員	県に対し、「災害報告取扱要領」に従い各種被害状況等を報告する。 時期：Step5以降	
7	<input type="checkbox"/>	各部長	各対策部の業務に照応する県災害対策本部の各対策部に対し、所管に係る災害情報等を報告する。 時期：Step5以降	
8	<input type="checkbox"/>	消防班	同時多発火災や救出要請等により、119番通報が殺到した場合には、その状況を直ちに県及び消防庁に報告する。	

第3節 広報

3-1 住民への広報の実施

概要：住民に周知すべき情報をとりまとめ、各種広報手段により広報を実施する。

時期：災害発生直後から適宜。

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	各班	住民に周知すべき情報を書面にまとめ、総務連絡・広報班に伝達する。	
2	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	各種情報を収集するとともに、必要に応じて災害現地に出向き、写真撮影その他取材活動を行う。	
3	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	広報内容の一体性を保つため、警察、消防その他の組織との情報交換を行う。	
4	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	<p>以下の手段により住民への広報を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 防災行政無線及び有線放送 ● 広報車（消防署、消防団の車両を含む。） ● 自治会放送 ● 新聞、テレビ、ラジオ <p>※下記「○放送機関等に対する放送の要請を行う場合」参照</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地上デジタル放送のデータ放送 ● ポスター ● インターネット 	<p>資料2-7 地上デジタル放送のデータ放送における市政情報の提供に関する覚書</p>
5	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	<p>警報や避難勧告等の伝達を行う場合で、緊急の必要がある場合には、Step4の手段に加え、次の手段も用いる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 関係者による直接口頭又は拡声器による伝達 ● サイレンによる伝達 ● エリアメール ● テレビテロップ ● 告知放送 ● 電話、その他特使等の利用による伝達 	<p>・サイレンの鳴らし方</p>
6	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	広報の実施について、関係機関への報告を行う。	
○放送機関等に対する放送の要請を行う場合				
7	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	県に対し、広報内容を報告し、放送機関への放送要請を行うよう要請する。	

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考
8	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	高齢者等避難、避難指示等の緊急性が高い情報の場合には、県と併せて放送機関へ直接要請を行う。	

3-2 放送機関への情報の発表

概要：住民に周知すべき情報をとりまとめ、各種広報手段により広報を実施する。

時期：災害発生直後から適宜。

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	記者会見室を設営する。	
2	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	放送機関と協議し、放送発表時間などの広報ルールを定める。 ※情報入手状況や防災活動の進捗状況により、広報ルールどおりの広報ができないこともありますので断つておく。	
3	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	広報ルールに従うほか、災害の状況等に応じて適宜記者会見を行う。	

3-4 安否情報照会への回答

概要： 照会者に安否情報を提供する。

時期： 安否情報の照会があったとき。

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	<p>照会者に対し、次の事項が記載されていて、本人であることが確認できる書類の提示を求め、内容を確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 照会者の氏名、住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他の照会者を特定するために必要な事項 ● 照会に係る被災者の氏名、住所、生年月日及び性別 ● 照会をする理由 	
2	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	<p>照会者と被災者の関係に応じて、適切な範囲の情報を提供する。</p> <p>※当該照会が不当な目的によるものであると認めるとき、または当該照会により知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときには、安否情報の提供を行わない。</p>	<p>■ 提供を行う情報の範囲</p>

■ 提供を行う情報の範囲

照会に係る被災者との関係	提供を行う情報の範囲
被災者の同居の親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）である場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 居所 ● 負傷または疾病の状況 ● 連絡先その他安否の確認に必要な情報
被災者の親族または職場の関係者その他の関係者である場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 負傷または疾病の状況
被災者の知人その他の当該被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者である場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 保有している安否情報の有無

※被災者が提供を行うことに同意をしている場合であって、公益上特に必要があると認めるときは、当該区分に関わらず提供を行う。

第4節 水防・土砂災害等の防止対策

4-1 水害防止対策

概要：水防本部を設置し、危険箇所の巡視、水防作業等を行う。

時期：水防に關係のある気象の予報、注意報、警報等により、市域に洪水、溢水又は高潮、高波のおそれがあり、水防の必要を認めたとき。

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	指揮班	本庁舎内に水防本部を設置する。 ※対策本部が設置された場合には、水防本部は同本部に移行する。	
2	<input type="checkbox"/>	警戒・通報班 (消防班)	消防団の出動が予測される場合には、消防団に出動準備を指示する。	
3	<input type="checkbox"/>	警戒・通報班 (消防班)	消防団を現地に派遣し、水位の変動を監視させる。	
4	<input type="checkbox"/>	警戒・通報班 (消防班)	消防団を現地に派遣し、風向、風速及び潮位を観測させるとともに、状況を県地域振興局建設部に通報する。	
5	<input type="checkbox"/>	警戒・通報班 (消防班) 水防班 (土木班)	消防団に出動命令を発し、既往の被害箇所その他特に重要な箇所を中心として堤防や護岸を巡視させる。異常を発見した場合は直ちに報告を行わるとともに、水防活動を開始させる。	
6	<input type="checkbox"/>	警戒・通報班 (消防班)	Step5で水防活動を開始させた場合には、指揮班を通じ、県地域振興局建設部への報告を行う。	
7	<input type="checkbox"/>	指揮班 (総務連絡・ 広報班)	堤防等が決壊し、又はこれに準ずる事態が発生した場合は、直ちにその旨を県地域振興局建設部並びに災害のおそれのある地域の水防関係者に通報する。	
8	<input type="checkbox"/>	指揮班 (総務連絡・ 広報班)	状況に応じて、以下の関係機関に応援を要請する。 ●他の水防管理者又は市町村長若しくは消防機関の長 ●自衛隊(県に要請) ●日置警察署長	
○水防活動を終えたとき				
9	<input type="checkbox"/>	指揮班 (総務連絡・ 広報班)	水位がはん濫注意水位以下に減じ、警戒の必要がなくなったとき、又は高潮、津波のおそれがなくなったときは、関係水防機関と協議し、管理区域の水防活動体制を解除し、一般住民に周知させるとともに県地域振興局建設部にその旨を報告する。	

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考
10	<input type="checkbox"/>	情報・調査班 (土木班)	必要な情報をとりまとめ、県地域振興局建設部に水防報告を行う。	
11	<input type="checkbox"/>	情報・調査班 (土木班)	水防記録を作成し、保管する。	

※「担当」は、水防本部の班名。対策本部設置後の担当班を()内に記載。

4-2 土砂災害防止対策

概要： 土砂災害が発生した地域において、被害拡大防止のための対策を行う。

時期： 土砂災害が発生したとき。

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	土木班	当該地域の被害実態を早期に把握する。	
2	<input type="checkbox"/>	土木班	引き続き土砂災害の発生が懸念される場合は、応急的な崩壊防止措置を講ずる。	
3	<input type="checkbox"/>	土木班	土砂災害の発生した地域において、民生安定上放置し難く、採択基準に合致するものは、災害関連緊急砂防等事業等において緊急に砂防施設等の整備を行う。	
4	<input type="checkbox"/>	土木班	土砂災害の危険が解消されない場合は、当該区域に警戒区域を設定し、関係住民の出入りを制限し、必要に応じ、関係地域住民の避難措置を実施する。	
5	<input type="checkbox"/>	土木班	必要に応じ、警戒・監視活動のために、斜面灾害危険判定の専門家の派遣等を総務連絡・広報班を通じて県に要請する。	

第5節 消防活動

5-1 火災発生状況等の把握

概要：火災に関する情報を迅速かつ正確に収集する。

時期：火災が発生したとき。

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	消防班	<p>以下の消防活動等に関する情報を収集し、総務連絡・広報班及び警察署と相互に連絡を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 延焼火災の状況 ● 自主防災組織の活動状況 ● 消防ポンプ自動車等の通行可能道路 ● 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利などの使用可能状況 ● 要救助者の状況 ● 医療機関の被災状況 	
2	<input type="checkbox"/>	消防班	<p>市の消防力のみでは対応が困難な場合は、総務連絡・広報班を通じて以下の応援要請を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「鹿児島県消防相互応援協定」に基づく県内の他の消防機関への応援要請 ● 県内の消防力で対応できない場合、緊急消防援助隊の出動要請 	

5-2 消防活動の実施

概要：消防団を指揮し、消火活動及び要救助者の救急・救助活動を行う。

時期：火災が発生したとき。

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	消防班	同時多発火災が発生している地域では、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じて避難路の確保等を行う。	
2	<input type="checkbox"/>	消防班	要救助者の救助救出と負傷者に対する止血その他の応急処置を行い、安全な場所へ搬送する。	
3	<input type="checkbox"/>	消防班	危険物の漏洩等により災害が拡大し、又はそのおそれがある地域では、住民の立入りを禁止し、避難誘導等の安全措置をとる。	
4	<input type="checkbox"/>	消防班	<p>次のような箇所を優先し、消火活動を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 人口密集地及びその地域に面する部分 ● 救護活動の拠点となる病院 ● 避難施設、幹線避難路 ● 防災活動の拠点となる施設等 	

第6節 地震発生後の二次災害防止対策

6-1 危険物の保安対策

概要：危険物施設の被災状況を確認し、被害拡大防止措置をとる。

時期：地震発生直後。

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	消防班	危険物施設の管理者との連絡を確保し、被災状況及び対策の実施状況を把握する。	
2	<input type="checkbox"/>	消防班	特殊火災や漏洩・爆発等のおそれがある場合、直ちに、消防計画等に基づき、消火活動、避難対策等の措置をとる。	
3	<input type="checkbox"/>	消防班	危険物等の内容に応じて、特殊な災害防御対策を必要とする場合、総務連絡・広報班を通じて専門技術者の派遣を県に要請する。	
4	<input type="checkbox"/>	消防班	市の能力では災害の防御や被害の拡大防止が困難な場合は、総務連絡・広報班を通じて県に応援を要請する。	
5	<input type="checkbox"/>	消防班	関係住民や事業所の管理者等に対する災害状況の実態に関する情報の伝達に努める。	

6-2 浸水防止対策

概要：河川施設の被害状況を確認し、被害実態に応じた浸水防止措置を講ずる。

時期：地震発生直後。

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	土木班	河川護岸、ため池堤防等の被害状況を確認する。	
2	<input type="checkbox"/>	土木班	損壊・亀裂などが発見された場合は、被害実態に応じて、土のう積み等の浸水防止措置を講ずる。	
3	<input type="checkbox"/>	土木班	そのまま放置すれば二次災害につながるおそれのある箇所については、関係業者等を手配するなどして早急に応急復旧措置を講ずる。	

第7節 避難指示、誘導

7-1 高齢者等避難、避難指示の発令

概要：必要な情報を収集し、高齢者等避難、避難指示を発令し、対象者への伝達を行う。

時期：災害が発生するおそれがあるとき。

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	避難指示等の発令に必要な情報を収集・整理する。	
2	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	必要に応じて、専門機関に助言を求める。	■助言を求めるこことのできる対象機関
3	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	開設が必要な指定緊急避難場所の施設管理者等と連絡をとる。 必要に応じて、施設に職員を派遣し、施設の解説等の受け入れ準備を行う。	
4	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	避難指示等の種類、発令対象地域、開設する指定緊急避難場所等を判断し、本部長に具申する。	
5	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	現場の警察官・海上保安官等に必要な事項を通報する。	
6	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	本部長の判断を受け、総務連絡・広報班と連携して対象地域内の住民等に避難指示等を伝達する。	■避難指示等発令時の伝達事項
7	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	直ちに知事（危機管理防災課及び鹿児島地域連絡協議会）へ報告するとともに、放送機関への情報提供を行う。 ※他の避難指示権者より避難の指示を行った旨の通知を受けたときも同様に行う。	

■助言を求めるこことのできる対象機関

区分	対象機関
水害	二級河川：鹿児島地域振興局日置庁舎 099-273-3452
土砂災害	鹿児島国道事務所鹿児島維持出張所 099-228-6111 鹿児島地域振興局日置庁舎 099-273-3452
津波・高潮	鹿児島地域振興局日置庁舎 099-273-3452
気象、高潮、地震・津波	第十管区海上保安部 串木野海上保安部 0996-32-3592 鹿児島地方気象台 099-250-9919

■避難勧告等発令時の伝達事項

- 避難すべき事由（危険の状況）
- とるべき行動（避難場所等への立ち退き避難、自宅の2階への垂直移動等）
- 避難の経路及び避難先
- 避難先の給食及び救助措置
- 避難後における財産保護の措置
- その他注意事項

7-2 警戒区域の設定

概要：警戒区域を設定し、立入禁止の措置をとる。

時期：住民等の立入を禁止すべき区域があるとき。

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	災害現場等において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、当該区域を警戒区域に設定する。	
2	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	総務連絡・広報班を通じて、警戒区域の設定を広報する。	
3	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	現場に職員を派遣して、退去の確認を行うとともに、ロープを張るなどして立入り禁止の措置を講ずる。	

7-3 避難誘導

概要：避難対象地域の住民等を指定緊急避難場所へ誘導する。

時期：避難指示等を発令したとき。

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	消防班	対象地域の消防分団と協力して、住民等を指定緊急避難場所へ誘導する。	
2	<input type="checkbox"/>	消防班	避難は徒步を原則とするが、必要に応じて移送手段を確保して避難者の移送を行う。	

○避難行動要支援者の避難支援

3	<input type="checkbox"/>	消防班	自主防災組織の協力を得て、あらかじめ定めた避難指示等の伝達方法及び誘導方法により、避難行動要支援者を避難させる。	
---	--------------------------	-----	--	--

7-4 学校・教育施設等における避難

概要：児童・生徒等の集団避難または一斉下校を行う。

時期：避難勧告等が発令されたとき、又は教育長、学校長が避難が必要であると判断したとき。

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	学校教育班	災害の種別、災害発生の時期等を考慮し危険が迫っている学校等から順次避難を指示する。 避難の指示の伝達は、あらかじめ整備されている連絡網を用いて迅速かつ確実に行う。	
2	<input type="checkbox"/>	学校長	各学校の消防計画等に定めた避難計画に従い、各種広報施設等を利用して、避難指示等その他の必要な情報を関係者に周知・徹底する。	
3	<input type="checkbox"/>	学校長	危険な校舎、高層建築等の校舎においては、あらかじめ非常口等を確認するとともに、緊急時の使用ができるよう確認し、危険防止措置を講ずる。	
4	<input type="checkbox"/>	学校長	避難先の指定緊急避難場所を選定し、低学年、疾病、身体障害者等を優先して集団避難を行う。	
○一斉下校させる場合				
5	<input type="checkbox"/>	学校長	校区内の危険箇所（がけ崩れ、危険な橋、堤防）を確認する。	
6	<input type="checkbox"/>	学校長	必要に応じて、自治会担当教師の誘導のもと、自治会ごとに安全な場所まで誘導する。	
○児童生徒等が学校等の管理外にある場合				
7	<input type="checkbox"/>	学校長	状況を判断して臨時休校の措置を講ずる。	

第8節 救助・救急

8-1 救助・救急活動の実施

概要： 災害現場に出動し、負傷者の救助・救急活動を行う。

時期： 災害発生直後。

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	消防班	出動の優先順位に基づき、救助・救急を伴う場合は救急隊と他隊が連携し、救助を伴わない場合は救急隊単独で、災害現場に出動する。	■出動の優先順位
2	<input type="checkbox"/>	消防班	倒壊家屋等からの救出に必要な重機等について、あらかじめ定めた協定等に基づき民間業者から調達する。	
3	<input type="checkbox"/>	消防班	負傷者が多数発生した場合には、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置する。	
4	<input type="checkbox"/>	消防班	負傷者に対する救急処置を行う。この場合においては、救命の処置を必要とする事象を優先する。	
5	<input type="checkbox"/>	消防班	救護能力が不足する場合は、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求めるなど、関係機関の協力を求める。	
6	<input type="checkbox"/>	消防班	救助・救急用装備、資機材等に不足を生じた場合は、その他関係機関からの調達又は民間業者からの借り入れ等を行う。	

■出動の優先順位

- 延焼火災が多発し、多数の救助・救急事象が発生している場合は、直近火災現場付近を優先する。
- 延焼火災は少ないが、多数の救助・救急事象のある場合は、多数の人命を救護することを優先する。
- 同時に小規模な救助・救急事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。

8-2 救急搬送

概要： 傷病者を救護所等に搬送する。

時期： 傷病者が発生したとき。

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	消防班	消防本部、医療救護班等の車両のほか、必要に応じ県消防・防災ヘリコプターや自衛隊のヘリコプターにより、救護所等への負傷者の搬送を行う。	
2	<input type="checkbox"/>	消防班	搬送車両が不足する場合は、住民及び自主防災組織の協力を得て、民間の車両を確保する。	

第9節 交通確保・規制

9-2 交通規制の実施

概要：交通規制を実施し、併せて標識設置等の必要な措置を講ずる。

時期：交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見通報により承知したとき。

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	土木班	交通規制の対象、区間、期間及び理由を定め、総務連絡・広報班を通じて警察に通知する。 ※緊急を要する場合であらかじめ通知するいとまがないときは、事後においてこれらの事項を通知する。	
2	<input type="checkbox"/>	土木班	法令の定めるところにより、規制の標識を設置する。 緊急な場合等又は標識を設置することが困難又は不可能なときは、適宜の方法により、とりあえず交通規制をしたことを明示し、必要に応じ警察官等が現地において指導に当たる。	
3	<input type="checkbox"/>	土木班	一般交通への支障を出来る限り少なくするため、適当な迂回路を設定し、必要な地点に標示する。	
4	<input type="checkbox"/>	土木班	総務連絡・広報班を通じて規制内容を関係機関に通知するとともに、県道路情報センター及び報道機関を通じて一般住民に周知徹底させる。	

第10節 緊急輸送

10-1 道路の通行確保

概要：道路啓開、車両移動等の措置をとり、緊急輸送道路等の通行を確保する。

時期：災害発生直後。

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	土木班	緊急輸送道路の指定状況や、避難所の開設状況を把握する。	
2	<input type="checkbox"/>	土木班	緊急輸送道路及び開設している避難所その他の活動拠点等へのアクセス道路の通行状況を把握する。	
3	<input type="checkbox"/>	土木班	市以外が管理する緊急輸送道路について、各道路管理者へ通行状況等の情報提供を行う。	
4	<input type="checkbox"/>	土木班	障害物等により通行できない道路について、優先順位を決めて道路啓開を実施する。	
5	<input type="checkbox"/>	土木班	市が管理する道路上に緊急輸送の妨げとなる車両等がある場合には、当該車両等の所有者等に対して、車両移動等の措置をとるよう命ずる。	
6	<input type="checkbox"/>	土木班	Step5 の場合において、所有者等が現場にいない場合や、必要な措置をとらない場合には、自ら車両移動等の措置をとる。	

10-2 輸送手段の確保

概要：輸送手段が不足する場合、関係機関より車両等を調達する。

時期：災害発生直後。

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	経理・管理班	市有車両の被災状況を確認し、各班の車両等不足状況を把握する。	
2	<input type="checkbox"/>	経理・管理班	市有車両のみでは輸送力が不足する場合には、次の事項を明示した書面をもって関係機関に応援を要請する。 <ul style="list-style-type: none"> ● 輸送日時 ● 輸送区間 ● 輸送目的 ● 輸送対象の人数又は物資の品名、数量（重量を含む） ● 必要車両（船）数 ● その他必要な事項 	■ 輸送力確保の要請先

■輸送力確保の要請先

種別	輸送力内容	要請先	電話
鉄道輸送	車両の増結 臨時列車等	九州旅客鉄道株式会社鹿児島支社	099-253-4512 099-256-1868
道路輸送	営業用車両	九州運輸局鹿児島運輸支局	099-261-9193
海上輸送	民間船舶 海上保安庁船艇	九州運輸局鹿児島海運支局監理課 串木野海上保安部	099-222-5661 0996-32-2205
航空輸送	航空機	県危機管理防災課	099-286-2256
人力輸送	労務者	伊集院公共職業安定所	099-273-3161

10-3 緊急通行車両の届出

概要：緊急通行車両の届出を行う。

時期：鹿児島県公安委員会が災害緊急輸送を行う車両以外の車両の通行を禁止したとき。

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	経理・管理班	事前登録された緊急通行車両に確認証明書及び標章を配布する。	
2	<input type="checkbox"/>	経理・管理班	緊急通行車両の追加が必要なときは、県（危機管理防災課）、警察本部又は日置警察署に緊急通行車両確認証明書の申請を行い、確認証明書及び標章の交付を受ける。	
3	<input type="checkbox"/>	経理・管理班	追加登録された緊急通行車両に確認証明書及び標章を配布する。	

10-4 輸送の実施

概要：経理・管理班の管理のもと、各班において輸送を実施する。

時期：人員・物資等の輸送を行うとき。

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	経理・管理班	市有車両及び関係機関から調達した車両等の使用状況を管理する。	
2	<input type="checkbox"/>	各班	経理・管理班に対し、次の事項を明示して輸送を要請する。 ● 輸送日時 ● 輸送区間 ● 輸送目的 ● 輸送対象の人数又は物資の品名、数量（重量を含む） ● その他必要な事項	
3	<input type="checkbox"/>	各班	輸送要員は原則として輸送を要請する各班において確保するが、不足する場合にはStep2と併せて要請する。	
4	<input type="checkbox"/>	経理・管理班	車両等の保有状況、当該輸送の目的、緊急度、道路施設の状況等を考慮の上、車両及び輸送要員を決定・派遣し、要請のあつた対策班に通知する。	
5	<input type="checkbox"/>	経理・管理班	必要な書類、帳簿等を整備し、保管する。	■必要な書類・帳簿等の種類

■必要な書類・帳簿等の種類

- 救助実施記録日計票
- 救助の種目別物資受け払い状況（燃料及び消耗品受け払い簿）〔災害救助法様式6〕
- 輸送記録簿〔災害救助法様式22〕
- 輸送費関係支出証拠書類

第11節 緊急医療

11-1 医療活動の実施

概要：救護所を開設し、救護班による医療活動を行う。

時期：災害発生直後。

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	救護班	救護所を開設し、標識の掲示、開設場所等の広報（総務連絡・広報班に依頼）を行う。	
2	<input type="checkbox"/>	救護班	災害の程度に応じ、以下の機関による救護班を必要数編成し、救護所に配備する。 ● 日置市医師会員による救護班 ● 日本赤十字社の職員及び日赤協定の現地医療機関による救護班 ● 市域の医療機関による救護班 ● 隣接医師会等による救護班 （※災害の規模が大きく救護班が不足する場合に、必要に応じて協力を求める。）	
3	<input type="checkbox"/>	救護班	DMAT の派遣が必要と判断するときは、総務連絡・広報班を通じて DMAT 指定病院に DMAT の出動を要請するとともに、速やかに知事に報告してその承認を得る。	
4	<input type="checkbox"/>	救護班	必要に応じて、県救護班の出動を総務連絡・広報班を通じて県に要請する。	
5	<input type="checkbox"/>	救護班	必要な書類・帳簿等を整備し、保管する。	■ 必要な書類・帳簿等の種類

■必要な書類・帳簿等の種類

○ 医療を実施した場合

- 救助実施記録日計票
- 救助の種目別物資受け払い状況（医薬品衛生材料受け払い簿）〔災害救助法様式6〕
- 救護班活動状況（写）〔災害救助法様式12〕
- 病院・診療所医療実施状況〔災害救助法様式13〕
- 診療報酬に関する証拠書類
- 医薬衛生材料等購入関係支出証拠書類

○ 助産を実施した場合

- 救助実施記録日計票
- 救助の種目別物資受け払い状況（衛生材料等受け払い簿）〔災害救助法様式6〕
- 助産台帳〔災害救助法様式14〕
- 助産関係支出証拠書類

11-3 後方搬送の実施

概要： 入院治療や高度医療を要する負傷者を収容施設等へ搬送する。

時期： 救護所での応急処置を終えたとき。

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	消防班	以下の情報を収集・整理する。 ● 収容施設の被災状況の有無、程度 ● 収容施設までの交通状況、道路状況（緊急輸送道路の状況）、ヘリポートの状況等	
2	<input type="checkbox"/>	消防班	市の救急車により患者を後方医療機関へ搬送する。 状況により船艇、航空機等を用いる場合には、関係機関とあらかじめ協議して定めたものを使用する	
3	<input type="checkbox"/>	消防班	搬送能力が不足する場合は、消防団員、自主防災組織等に医療機関への自主的な搬送協力を求める。	

11-4 透析患者等への対応

概要： 透析患者、在宅難病患者への医療を確保する。

時期： 災害発生直後。

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考
○透析患者への対応				
1	<input type="checkbox"/>	救護班	医師会等関係機関と連携して市内外の透析施設等の情報を収集する。	
2	<input type="checkbox"/>	救護班	断水時には、透析施設への水の優先的供給を行うよう上下水道班に依頼する。	
3	<input type="checkbox"/>	救護班	状況に応じて、近隣市町等へ患者を搬送する。	
○在宅難病患者への対応				
4	<input type="checkbox"/>	救護班	平時から保健所を通じて把握している患者を、対応可能な医療機関に搬送・収容する。	

第12節 要配慮者への緊急支援

12-1 避難行動要支援者の避難支援

概要：避難行動要支援者の避難支援及び安否確認を行う。

時期：避難指示等を発令したとき。

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	救助班	事前に個別支援計画の作成を行った避難行動要支援者については、当該個別避難計画に基づき避難支援を行う。	
2	<input type="checkbox"/>	救助班	事前に個別避難計画を作成していない避難行動要支援者についても、緊急の必要があるときは、避難行動要支援者名簿を避難支援等関係者に提供し、避難行動要支援者の避難支援又は安否確認を行う。 ※この場合、提供する情報の種類、範囲等に十分配慮するとともに、名簿情報の漏えい防止のために必要な措置をとるよう求める。	
3	<input type="checkbox"/>	救助班	避難行動要支援者安否確認情報収集窓口を設置し、避難行動要支援者の安否情報を収集する。	

12-2 要配慮者の把握

概要：要配慮者の所在・必要な支援等を把握する。

時期：災害発生後2～3日目から。

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	救助班	全ての避難所を対象として、要配慮者の把握調査を行う。	
2	<input type="checkbox"/>	救助班	避難行動要支援者名簿の活用、地域住民等との協力により、在宅の要配慮者を把握する。	
3	<input type="checkbox"/>	救助班	要配慮者の人的・物的ニーズをとりまとめる。	

12-3 要配慮者のニーズへの対応

概要：要配慮者のニーズに応じた各種支援を実施する。

時期：災害発生後遅くとも1週間後から。

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	救助班	各避難所に要配慮者の相談窓口を設置する。	
2	<input type="checkbox"/>	救助班	要配慮者の支援に必要な人員、物資等を確保する。	
3	<input type="checkbox"/>	救助班	要配慮者のニーズに応じて各種支援を行う。	
4	<input type="checkbox"/>	救助班	必要な人員や資機材等が不足する場合には、総務連絡・広報班を通じて県に応援を要請する。	

12-4 社会福祉施設等における対策

概要：社会福祉施設等の運営を支援する。

時期：災害発生直後。

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	救助班	社会福祉施設等の状況を把握し、援護の必要性の高い被災者を優先的に隣接する地域の社会福祉施設に移送する。	
2	<input type="checkbox"/>	救助班	ライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者へ要請する。	
3	<input type="checkbox"/>	救助班	ライフラインの復旧までの間、水、食糧等の確保のための措置を講ずる。	
4	<input type="checkbox"/>	救助班	ボランティアへの情報提供等を含めマンパワーを確保する。	
5	<input type="checkbox"/>	救助班	物資及びマンパワーが不足する場合には、他の施設からの応援等を斡旋する。	

第3章 事態安定期の応急対策

第1節 避難所の運営

1-1 避難所の開設

概要：避難所を開設する。

時期：避難指示等を行ったとき、住民の自主避難が予想されるときなど。

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	各避難所の担当職員（避難所配置職員）を指名する。	
2	<input type="checkbox"/>	避難所配置職員	施設の安全確認を行い、使用可否を判断する。 安全性が欠ける場合、総務連絡・広報班と協議し、避難所を移転する。	
3	<input type="checkbox"/>	避難所配置職員	避難者受入れスペースや立入禁止区域等の確認を行う。	
4	<input type="checkbox"/>	避難所配置職員	必要に応じて建物の応急危険度判定の実施を建築班に依頼する。	
5	<input type="checkbox"/>	避難所配置職員	避難所の管理、運営に必要な物資を確保し、避難所を開設する。	
6	<input type="checkbox"/>	避難所配置職員	避難者を受入れ、避難者名簿を作成し、収容人数を把握する。	
7	<input type="checkbox"/>	避難所配置職員	総務連絡・広報班に対し、避難所の開設完了報告及び避難所の報告を行う。	
8	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	以下の事項を総務連絡・広報班と通じて、速やかに県及び警察署等関係機関に連絡する。 ①開設の日時 ②場所 ③避難者の数 ④開設予定期間 ⑤その他必要な事項	
9	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	避難所が不足する場合は、野外に受入れ施設を開設する。（通常の避難所と同様に step1、5～8 の事項を行う。）	
10	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	野外受入れ施設の開設に必要な資材が不足するときは、県に調達を依頼する。	

1-2 二次避難所（福祉避難所）の開設

概要： 二次避難所（福祉避難所）を開設する。

時期： 避難所で生活が困難な避難者があり、福祉避難所の設置が必要と判断したとき。

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	社会福祉施設等の施設管理者と連絡調整を行い、福祉避難所としての使用可否を確認する。	
2	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	福祉避難所の担当職員（避難所配置職員）を指名する。	
3	<input type="checkbox"/>	避難所配置職員	施設の安全確認を行い、使用可否を判断する。安全性が欠ける場合、総務連絡・広報班と協議し、避難所を移転する。	
4	<input type="checkbox"/>	避難所配置職員	避難者受入れスペースや立入禁止区域等の確認を行う。	
5	<input type="checkbox"/>	避難所配置職員	必要に応じて建物の応急危険度判定の実施を建築班に依頼する。	
6	<input type="checkbox"/>	避難所配置職員	避難所の管理、運営に必要な物資を確保し、避難所を開設する。	
7	<input type="checkbox"/>	避難所配置職員	避難者を受入れ、避難者名簿を作成し、収容人数を把握する。	
8	<input type="checkbox"/>	避難所配置職員	救助班に対し、避難所の開設完了報告及び避難所の報告を行う。	
9	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	以下の事項を速やかに県及び警察署等関係機関に連絡する。 ①開設の日時 ②場所 ③避難者の数 ④開設予定期間 ⑤その他必要な事項	
10	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	避難所から福祉避難所へ避難対象者を移送する。	

1-3 避難所の運営

概要：避難所を運営する。

時期：避難所・福祉避難所が開設されたとき。

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	避難所運営スタッフを確保し、避難所運営委員会を立ち上げるなど、避難所運営体制を確立する。	
2	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	避難所の運営ルールを作成し、避難所に周知するとともに、スタッフが自主的に活動できるよう必要な支援を行う。	
3	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	開設した各避難所より、避難者の数、支援のニーズ、必要物資、避難所外避難者・要配慮者の情報を定期的にとりまとめ、総務連絡・広報班に報告する。	
4	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	避難者の健康維持に努め、必要に応じて、救護班に支援要請を行う。	

1-4 広域的避難収容・移送

概要：被災者を広域一時避難させる。

時期：被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保することが困難と判断したとき。

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	【同県内の市町村へ避難させる場合】 知事に報告の上、受入れ先市町村に協議する。	
2	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	【県外市町村へ避難させる場合】 県に対し、他の都道府県の知事と被災住民の受入れについて、協議することを要請する。	
3	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	受入れ先の避難所での避難所配置職員を指名し、派遣する。	
4	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	引率者を添乗させ、避難者を移送する。	

1-5 避難所の閉鎖

概要：避難所を閉鎖する。

時期：ライフラインが回復し、避難者が少人数になったとき。

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	隣接避難所の統合を実施するほか、残留避難者の受入れ先の調整を行う。	
2	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	住民の運営スタッフと協力し、後片付けを行い、施設の原状を回復する。	
3	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	避難所運営に関する記録等をとりまとめ、総務連絡・広報班に報告する。	

第2節 食糧の供給

2-1 食糧の調達

概要：食糧の調達を行う。

時期：食糧が不足するとき。

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	経理・管理班	<p>【乾パンの場合】 所要数量を県に報告し、調達する。 知事への報告は原則として文書によるが、緊急の場合は電話で行う。</p>	【県の連絡先】 保健福祉部 社会福祉課
2	<input type="checkbox"/>	経理・管理班	<p>【米穀の場合】 所要数量を県に報告し、米穀販売事業者又は受託事業体より、直接米穀の引き渡しを受ける。 知事への報告は原則として文書によるが、緊急の場合は電話で行う。</p>	【県の連絡先】 農政部 農産園芸課
3	<input type="checkbox"/>	経理・管理班	<p>【その他の食糧の場合】 調達可能な販売業者及び製造業者から調達する。</p>	
4	<input type="checkbox"/>	経理・管理班	提供を受けた食糧の受付記録を作成し、保管する。	

2-2 食糧の輸送

概要：食糧の輸送を行う。

時期：食糧の調達が完了したとき。

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	経理・管理班	食糧を保管する集積地を指定する。	
2	<input type="checkbox"/>	経理・管理班	集積地に管理責任者及び警備員を配置する。	
3	<input type="checkbox"/>	経理・管理班	食糧の供給に必要な人員、輸送車両等を確保する。	
4	<input type="checkbox"/>	経理・管理班	給与実施場所等への輸送を行う。	

2-3 食糧の供給

概要：食糧の供給を行う。

時期：食糧の調達を行い、必要量に達したとき。

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	救助班	炊き出し等の実施場所として、避難所のほか適当な場所を指定する。	
2	<input type="checkbox"/>	救助班	避難者、ボランティア等の協力を得て、炊き出し又は食糧の配給を行う。	
3	<input type="checkbox"/>	救助班	市において炊き出し等の実施が困難と認めたときは、県に炊き出し等についての協力を要請する。	
4	<input type="checkbox"/>	救助班	県に実施状況を報告する。	
5	<input type="checkbox"/>	救助班	必要な書類、帳簿等を整理し、保管する。	■必要な書類、帳簿等の種類

■必要な書類、帳簿等の種類

- 救助実施記録日計票
- 救助の種目別物資受け払い状況（炊き出し、その他による食品給与物品受け払い簿）〔災害救助法様式6〕
- 炊き出し給与状況〔災害救助法様式9〕
- 炊き出し、その他による食品給与のための食糧購入代金等支出証拠書類
- 炊き出し、その他による食品給与のための物品受け払い証拠書

第3節 応急給水

3-1 給水体制の確立

概要：給水体制を確立する。

時期：災害発生から数時間が経過し、状況により給水が必要と判断したとき。

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	上下水道班	以下の情報を収集し、被災者に対する給水の必要性を判断する。 ①被災者や避難所の状況 ②医療機関、社会福祉施設等の状況 ③通水状況 ④飲料水の汚染状況	
2	<input type="checkbox"/>	上下水道班	給水に必要な人員及び給水車両の手配、給水タンク等の資機材を調達する。	
3	<input type="checkbox"/>	上下水道班	関係機関に協力を求め、給水する水の水質確認を行う。	
4	<input type="checkbox"/>	上下水道班	給水場所、給水方法、給水時間等について防災行政無線等を用いてきめ細かく住民に広報する。	資料 7-3 給水方法の種類
5	<input type="checkbox"/>	上下水道班	給水施設の被災状況を把握し、最も適当な給水方法により給水活動を実施する。	
6	<input type="checkbox"/>	上下水道班	ボランティアと連携し、自力で給水を受けることが困難な要配慮者を支援する。	
7	<input type="checkbox"/>	上下水道班	市だけで給水の実施が困難な場合には、県、近隣市町及び関係機関へ応援要請をする。	
8	<input type="checkbox"/>	上下水道班	必要な書類、帳簿等を整備し、保管する。	■必要な書類、帳簿等の種類

■必要な書類、帳簿等の種類

- 救助実施記録日計票
- 救助の種目別物資受け払い状況（給水用機械・器具及び浄水用薬品資材受け払い簿）〔災害救助法様式6〕
- 飲料水の供給簿〔災害救助法様式10〕
- 飲料水の供給のための支出証拠書類

第4節 生活必需品の給与

4-1 生活必需品の調達

概要：生活必需品の調達を行う。

時期：生活必需品が不足するとき。

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	経理・管理班	被災者数を把握し、生活必需品の必要量を把握する。	
2	<input type="checkbox"/>	経理・管理班	備蓄物資が不足する場合、関係事業者及びその他のスーパー、流通業者等の流通在庫から生活必需品を調達する。	資料 7-6 流通在庫からの主な調達品目
3	<input type="checkbox"/>	経理・管理班	必要な書類、帳簿等を整備し、保管する。	■必要な書類、帳簿等の種類

■必要な書類、帳簿等の種類

- 救助実施記録日計票
- 救助の種目別物資受け払い状況（物資受け払い簿）〔災害救助法様式6〕
- 物資の給与状況〔災害救助法様式11〕
- 物資購入関係支出証拠書類
- 備蓄物資払い出し証拠書類

4-2 生活必需品の輸送

概要：生活必需品の輸送を行う。

時期：生活必需品の調達体制が整ったとき。

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	経理・管理班	生活必需品を保管する集積地を指定する。	
2	<input type="checkbox"/>	経理・管理班	集積地に管理責任者及び警備員を配置する。	
3	<input type="checkbox"/>	経理・管理班	生活必需品の供給に必要な人員、輸送車両等を確保する。	
4	<input type="checkbox"/>	経理・管理班	救助班と連携し、給与実施場所等への輸送を行う。	

4-3 生活必需品の給与

概要：生活必需品の給与を行う。

時期：生活必需品の調達を行い、給与準備が出来たとき。

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	救助班	保有する物資の数量等より配分計画を作成する。	
2	<input type="checkbox"/>	救助班	生活必需品給与の実施場所として、適当な場所を指定する。	
3	<input type="checkbox"/>	救助班	避難者、ボランティア等の協力を得て、給与を実施する。	
4	<input type="checkbox"/>	救助班	市だけで実施困難の場合、県、近隣市町及び関係機関へ応援要請する。	

第5節 医療

5-1 被災地における医療救護活動の実施

概要：被災地における医療救護活動を実施する。

時期：災害発生から数時間が経過したとき。

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	救護班	以下の情報を収集する。 ①避難所での医療ニーズ ②医療機関、薬局の状況 ③電気、水道の被害状況、復旧状況 ④交通確保の状況	
2	<input type="checkbox"/>	救護班	保健師等による巡回相談を行い、被災者の健康状態を把握する。	
3	<input type="checkbox"/>	救護班	必要に応じて避難所に救護所を設置し、医療救護活動を行う。	
4	<input type="checkbox"/>	救護班	高齢者、障害者等要配慮者に対して、福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等特段の配慮を行う。	

5-2 メンタルケアの実施

概要：被災者のメンタルケアを行う。

時期：避難生活が長期化するとき。

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	救護班	保健所と連携して精神保健活動を行うとともに、巡回精神相談班を編成して、被災者に対する相談体制を確立する。	
2	<input type="checkbox"/>	救護班	関係部署と連携し、精神保健に関する情報提供及び電話相談を行う。	
3	<input type="checkbox"/>	救護班	必要に応じ、近隣の精神保健医療従事者の応援を要請するとともに、精神保健ボランティアの受入体制の確立を図る。	

○精神疾患患者対策

4	<input type="checkbox"/>	救護班	被災した精神病院の入院患者については、関係機関と連携を取り、被災を免れた地域の精神病院に転院させる。	
5	<input type="checkbox"/>	救護班	服薬中断が生じないよう保健所と連携して精神科診療所を設置するとともに、巡回精神相談班によって診療に当たる。	
6	<input type="checkbox"/>	救護班	通院患者は、主治医との関係が重要であることから、仮設外来を設置するなど被災病院の早期復旧を図る。	

5-3 医療救護活動状況の集約及び広報

概要：医療救護活動の状況を収集・集約し、広報する。

時期：医療救護活動の開始後。

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	救護班	以下の情報を集約する。 ①医療機関の被災状況、稼動状況 ②救護班の派遣及び医療救護拠点の設置状況 ③現地での医薬品、人員等の確保状況 ④医療救護活動に関連した緊急輸送ルート及び輸送手段の状況 ⑤負傷者の発生状況 ⑥移送が必要な入院患者の発生状況 ⑦透析患者等への医療体制確立状況	
2	<input type="checkbox"/>	救護班	情報を集約した上で、総務連絡・広報班を通じて県及び報道機関に広報を依頼し、住民に周知する。	
3	<input type="checkbox"/>	救護班	相談専用電話を設置し、住民からの問い合わせに応じる。	

第6節 感染症予防、食品衛生、生活衛生対策

6-1 感染症予防対策

概要：感染症の予防対策を実施する。

時期：保健所より指導、指示があつたとき。

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	救護班	感染症予防を必要とする地域を把握し、人数、薬剤等の必要量を算出する。	
2	<input type="checkbox"/>	救護班	応急感染症予防に関する計画を樹立する。	
3	<input type="checkbox"/>	救護班	経理・管理班を通じて臨時の作業員を雇上げ、職員とともに感染症予防班を編成する。	■感染症予防班の編成
4	<input type="checkbox"/>	救護班	経理・管理班に依頼し、感染症予防薬剤を調達する。	
5	<input type="checkbox"/>	救護班	感染症予防薬剤の調達ができない場合、保健所に調達あつせんの要請を行う。	
6	<input type="checkbox"/>	救護班	保健所の指導のもと、各種感染症予防業務を実施する。	資料 10-2 各種感染症予防業務の種類と内容

○被災地又は避難所に感染症患者が発生し、又は保菌者が発見された場合

7	<input type="checkbox"/>	救護班	保健所の指示のもと速やかに隔離収容の措置をとり、感染症指定病院に収容するとともに、流行防止を図るため、患者の人権に十分配慮の上、周辺の消毒を実施する。	
8	<input type="checkbox"/>	救護班	感染症指定病院に収容することが困難な場合、保健所と協議し、安全な場所を選定し、臨時の隔離施設を設けて収容する。	
9	<input type="checkbox"/>	救護班	適当な隔離施設がない場合、あるいは隔離措置をとることができない保菌者等に対しては、自宅隔離を行い、し尿の衛生的処理等について厳重に指導する。	

■感染症予防班の編成

班長	班員	器具	備考
1人	3人	動力噴霧器等 (借上げ等)	班数は、災害の規模等を考慮し、その都度定めるものとする。

第7節 し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策

7-1 し尿処理対策

概要： し尿処理体制を確立させ、し尿処理を行う。

時期： 災害発生から数時間が経過し、大量のし尿の発生が見込まれるとき。

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	衛生班	仮設トイレ等の設置が可能な場所をあらかじめ選定しておく。	
2	<input type="checkbox"/>	衛生班	可能な限り水洗トイレを使用し、下水道機能を活用するため、学校プール・井戸・河川等から水を確保する。	
3	<input type="checkbox"/>	衛生班	被災状況を把握し、仮設トイレ設置の有無を判断する。	
4	<input type="checkbox"/>	衛生班	市の能力のみでは実施困難と認められるときは、知事に斡旋を要請する。	
5	<input type="checkbox"/>	衛生班	水洗トイレが不足している場合は、便槽付き仮設トイレを設置する。	■仮設トイレ設置に関する留意点
6	<input type="checkbox"/>	衛生班	仮設トイレの設置状況を把握する。	
7	<input type="checkbox"/>	衛生班	し尿処理に必要な人員及び仮設トイレ、資機材、バキュームカー等を確保する。	
8	<input type="checkbox"/>	衛生班	くみ取りを必要とするし尿を収集し、し尿処理施設に搬入する。	
9	<input type="checkbox"/>	衛生班	し尿の処理・処分を行う。	

■仮設トイレ設置に関する留意点

- 仮設トイレ等の設置体制・維持管理方法等を整備する。
- 仮設トイレ等の機種選定に当たっては、高齢者・障害者等に配慮する。

7-2 ごみ処理対策

概要： ごみ処理体制を確立させ、ごみ処理を行う。

時期： 災害発生から数時間が経過し、大量の生活ごみ・粗大ごみ等の発生が見込まれるとき。

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	衛生班	あらかじめ、ごみの仮置き場の予定場所等を記した災害廃棄物の処理計画を定めておくとともに、近隣の市町村と協力体制について定めておく。	
2	<input type="checkbox"/>	衛生班	ごみ処理施設の被害状況を把握する。	
3	<input type="checkbox"/>	衛生班	避難所の避難者数や地域の被災状況から、生活ごみ・粗大ごみ等の発生量を推計する。	
4	<input type="checkbox"/>	衛生班	市の能力のみではごみの収集運搬が困難と認められるときは、知事に斡旋を要請する。	
5	<input type="checkbox"/>	衛生班	住民に集積場所、集積日時、生活ごみ・粗大ごみ等の適切な処理方法等の広報を行う。	
6	<input type="checkbox"/>	衛生班	一般廃棄物運搬業者、産業廃棄物運搬業者の協力を得て、ごみの収集運搬を行う。	
7	<input type="checkbox"/>	衛生班	収集したごみは焼却場で処理する。	
8	<input type="checkbox"/>	衛生班	やむを得ない場合、仮置き場にて保管し、近隣の市町のごみ処理施設等で適正に処理する。	

7-4 障害物の除去対策

概要：障害物の除去体制を確立させ、障害物除去を行う。

時期：災害発生から数時間が経過し、大量の障害物の発生が見込まれるとき。

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	土木班	あらかじめ、障害物の流入してくるおそれのある箇所において、集積場所候補地を選定して必要な措置を講じておく。	
2	<input type="checkbox"/>	土木班	家屋の被災状況等の情報を収集し、がれきの発生量を推計する。	
3	<input type="checkbox"/>	土木班	推計情報を基に、集積場所等を決定する。	
4	<input type="checkbox"/>	土木班・耕地班	障害物除去に必要な人員を確保する。	
5	<input type="checkbox"/>	土木班	人員が不足する場合、ボランティアの募集や自衛隊の派遣を要請する。	
6	<input type="checkbox"/>	土木班・耕地班	作業に使用する機械器具等は、市が所有するものを使用するが、不足する場合は、建設業者の保有器材を調達する。	
7	<input type="checkbox"/>	土木班・耕地班	消防団、地元住民の協力を得ながら、障害物の除去を行う。	■障害物除去の対象
8	<input type="checkbox"/>	土木班	土石、竹木等の障害物は、できるだけ現地処理するものとするが、現地処理できない物については保管する。	■保管に関する留意点
9	<input type="checkbox"/>	土木班	決定した集積場所の容量が不足する場合等においては、改めて適当な集積場所をその都度選定する。	
10	<input type="checkbox"/>	土木班	以下の書類、帳簿等を整備し、保管する。 ①救助実施記録日計票 ②障害物除去の状況〔災害救助法様式21〕 ③障害物除去支出関係証拠書類	

■障害物除去の対象

- 当面の日常生活が営み得ない状態にあること。
- 居間、炊事場等、日常生活に欠かすことのできない場所に障害物が運ばれているか、又は家屋内に運びこまれているため、家の出入りが困難な状態であること。
- 自らの資力をもって障害物の除去ができないものであること。
- 住家が半壊又は床上浸水を受けたものであること。
- 応急措置の支障となるもので緊急を要するものであること。

■保管に関する留意点

- 障害物の大小によるが、原則として再び人命、財産に被害を与えない安全な場所を選定する。
- 道路交通の障害とならない場所を選定する。
- 盗難等の危険のない場所を選定する。
- 工作物等を保管したときは、保管を始めた日から14日間その工作物名簿を公示する。なお、除去した障害物の保管場所をあらかじめ資料として掲げておく。
- 保管した工作物等が滅失し、又は破損するおそれがあるとき、又はその保管に不相当な費用又は手数料をするときは、その物件を売却し、代金を保管する。売却の方法及び手続きは市の物品等の処分の例による。
- 保管した工作物等又は売却した代金は、公示の日から起算して6か月を経過しても返還する相手方が不明等で返還できないときは、その工作物等又は売却した代金は市に帰属するものとする。

第8節 行方不明者の搜索、遺体の処理等

8-1 行方不明者の搜索

概要：行方不明者を搜索する。

時期：災害発生直後。

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考・参考
1	<input type="checkbox"/>	消防班	住民からの搜索依頼に関する情報や救助班の安否確認情報から行方不明者の状況を把握する。	
2	<input type="checkbox"/>	消防班	市搜索隊を編成する。	■市搜索隊の編成
3	<input type="checkbox"/>	消防班	日置警察署又は串木野海上保安部に通報し、搜索協力を依頼する。	■通報時に伝達すべき情報
4	<input type="checkbox"/>	消防班	市のみでは搜索の実施が困難である場合、又は遺体が流出等により他市町に漂着していると考えられる場合は、県及び関係市町に対し搜索の応援を要請する。	■応援要請時に伝達すべき事項
5	<input type="checkbox"/>	消防班	搜索に使用する車両、舟艇等が不足する場合は、関係機関に対し協力を依頼する。	
6	<input type="checkbox"/>	消防班	搜索の実施方法に基づき、搜索を実施する。	■搜索の実施方法
7	<input type="checkbox"/>	消防班	搜索地域内、近隣市町へ行方不明者に関する情報等についての広報を行う。	
8	<input type="checkbox"/>	消防班	行方不明者（遺体）の搜索に関する書類・帳簿等を整備し、保管する。	■行方不明者（遺体）の搜索に関する書類・帳簿等の種類

■市搜索隊の編成

災害程度	種別	搜索隊の編成
小	第1種搜索隊	消防本部、地元消防分団及び地区の協力者にて搜索する。
中	第2種搜索隊	消防本部、地元消防分団及び隣接の消防分団並びに地区の協力者にて搜索する。
大	第3種搜索隊	消防本部、消防団全員及び市全協力者にて搜索する。

■通報時に伝達すべき情報

- 行方不明者の人員数
- 性別、特徴
- 行方不明となった年月日及び推定時刻
- 行方不明となっていると思われる地域又は海域
- その他行方不明の状況

■応援要請時に伝達すべき事項

搜索場所	伝達事項
市内	ア 応援のための要員及び必要資機材並びに集合・集積場所 イ 搜索予定地域 ウ 応援を要請する期間 エ その他必要な事項
他市町	ア 遺体が埋没又は漂着していると予想される場所 イ 遺体数及び氏名、性別、容貌、特徴、着衣等 ウ その他必要な事項

■搜索の実施方法

搜索範囲等	搜索方法
搜索の範囲が広い場合	①搜索範囲をよく検討し、これをいくつかの区域に分ける。 ②搜索部隊にそれぞれの責任区域を持たせる。 ③各地区では、合理的、経験的に行方不明者の所在が想定される場所を定め、当該箇所を重点的に搜索する。
搜索範囲が比較的狭い場合	①災害前における当該地域の場所、建物など正確な位置を確認する。 ②災害後における地形変動や建物などの移動場所を確認する。 ③被災前後における地形変動や建物の移動状況を考慮し、搜索の重点地域を定めた上で、効果的な搜索に努める。
搜索場所が河川、湖沼の場合	①平素の水流、湖沼の実情をよく調査する。 ②災害時にはどのような状況を呈していたかをよく確認する。 ③合理的、経験的に判断して行方不明者がどのような経路でどこに流されるかを予測し、搜索を行う。

■行方不明者（遺体）の搜索に関する書類、帳簿等の種類

- 救助実施記録日計表
- 被災者救出用（搜索用）機械器具・燃料受払簿
- 被災者救出（遺体の搜索）状況記録簿
- 被災者救出用（遺体の搜索用）関係支出証拠書類

8-2 負傷者・遺体の収容

概要： 負傷者又は遺体の収容を行う。

時期： 捜索により、負傷者又は遺体を救助・発見したとき。

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考・参考
1	<input type="checkbox"/>	救護班	負傷者の救護や遺体の検案等が円滑に行われるよう、あらかじめ医療関係機関と連絡調整を行う。	
○負傷者の場合				
2	<input type="checkbox"/>	救護班	負傷者を発見したとき、又は警察等から救護を要するものの引渡しを受けたときは、医療機関へ収容する。	
○遺体の場合				
3	<input type="checkbox"/>	救助班	あらかじめ遺体処理を行う場所及び遺体収容所を指定する。	■遺体収容所等を指定するときの留意点
4	<input type="checkbox"/>	救助班	遺体処理を行う場所（及び遺体収容所）へ遺体を収容する。	

■遺体収容所等を指定するときの留意点

- ア 遺体を公衆の面前にさらさない場所である。
- イ 遺体の洗浄、処理等の処理作業が容易に行える場所である。
- ウ 遺体の検視や身元確認等が容易に行える場所である。
- エ 遺体の数に相応する施設である。
- オ 駐車場があり、長時間使用できる。

8-3 遺体の処理・埋葬

概要： 遺体の処理を行い、埋葬する。

時期： 遺体の処理を行う場所又は遺体収容所に遺体が収容されたとき。

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考・参考
1	<input type="checkbox"/>	救助班	あらかじめ葬祭業者等に協力依頼し、遺体の一時保存に必要な物品（シート、毛布、棺、ドライアイス等）を確保する。	
2	<input type="checkbox"/>	救助班	収容された遺体の検査を行う。	
3	<input type="checkbox"/>	救助班	検査の結果異常死であると判断された遺体は、警察署等と連絡調整し、警察署等の検視及び身元確認作業に協力する。	
4	<input type="checkbox"/>	救助班	必要に応じ、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を実施する。	■遺体の処理及び引き渡しに関する留意点
5	<input type="checkbox"/>	救助班	遺体の処理に関する書類・帳簿等を整備し、保管する。	■遺体の処理に関する書類、帳簿等の種類

○遺体の身元が判明している場合

6	<input type="checkbox"/>	救助班	検査を終えた遺体について遺族に引き渡す。	■遺体の処理及び引き渡しに関する留意点
7	<input type="checkbox"/>	衛生班	遺族からの申請に基づき、火葬、改葬の許可を出す。	

○身元が判明していない、又は遺族が遺体を埋葬することが困難な場合

8	<input type="checkbox"/>	救助班	埋葬前に身元不明者の身元判明に必要なすべての資料を保管し、広報照会、その他の身元判明措置を講ずる。	■遺体の埋葬についての留意点
9	<input type="checkbox"/>	救助班	遺体の埋葬を行う。	
10	<input type="checkbox"/>	救助班	遺骨及び遺留品を遺骨遺留品保管所等に保管する。	
11	<input type="checkbox"/>	救助班	埋葬等に関する書類・帳簿等を整備し、保管する。	■埋葬等に関する書類、帳簿等の種類

■遺体の処理及び引き渡しに関する留意点

- ア 小災害時等で、遺体の状態が比較的正常であり、かつ、引取人である遺族等の申し出があった場合は、直ちに遺族等に引き渡す。
- イ 遺体の確認及び死因究明のため検査を行う必要があるが、遺体の検査は、原則として「第3部第2章第10節 緊急医療」による救護班により行う。ただし、遺体が多数のとき、又は救護班が他の業務で多忙なときなどは、一般開業医により行う。
- ウ 遺体の識別、身元の究明等に長期間を要する場合、又は遺体が多数で埋葬に長期間を要する場合等は、遺体を遺体収容場所に一時保存する。

■遺体の処理に関する書類、帳簿等の種類

- 救助実施記録日計票
- 遺体処理台帳〔災害救助法様式20〕
- 遺体処理費支出関係証拠書類

■遺体の埋葬に関する留意点

埋葬は、応急的仮葬とし、その土地の事情及びそのときの状況により、火葬又は土葬等の方法により行うものとするが、火葬することが望ましい。

■埋葬等に関する書類、帳簿等の種類

- 救助実施記録日計票
- 埋葬台帳〔災害救助法様式19〕
- 埋葬費支出関係証拠書類

第9節 住宅の供給確保

9-1 住宅の確保・入居

概要：住居を確保し、被災者を入居させる。

時期：災害発生後、住居を失った被災者が発生したとき。

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	建築班	住宅の被災状況及び被災者の意向を調査し、応急仮設住宅の必要戸数を検討する。	
2	<input type="checkbox"/>	建築班	一般住宅及び公営住宅の空き状態を把握し、必要に応じ、一般住宅の借上げを行う。	
3	<input type="checkbox"/>	建築班	入居者受付窓口を開設し、希望者を入居させる。	

○応急仮設住宅の建設を行う場合

4	<input type="checkbox"/>	建築班	市のみで処理不可能な場合は、近隣市町、県、国その他の関係機関に応援を要請する。	
5	<input type="checkbox"/>	建築班	応急仮設住宅建設用地を選定し、確保する。	■建設場所選定に関する留意点
6	<input type="checkbox"/>	建築班	【組立式住宅の場合】各請負建設業者に一括請負させる。	
7	<input type="checkbox"/>	建築班	【木造応急仮設住宅の場合】各請負業者への一括請負を基本とするが、建設業者で資材の調達が困難な場合は、次の2通りの方法で調達を行う。 ●鹿児島森林管理署から資材の売り渡しを受ける。 ●市内木材店から資材を調達する。	
8	<input type="checkbox"/>	救助班	入居者受付窓口を開設し、申込み受付を行う。	
9	<input type="checkbox"/>	救助班	入居資格等や入居者の生活条件等に配慮しつつ、高齢者・障害者・ひとり親世帯等の優先を原則として、入居者の選定を行い、入居させる。	■入居資格者
10	<input type="checkbox"/>	建築班 救助班	応急仮設住宅の建設・入居に関する書類、帳簿等を整備し、保管する。	■応急仮設住宅の建設・入居に関する書類、帳簿等の種類
11	<input type="checkbox"/>	救助班	入居者の実態を把握し、適切な運営管理を行う。	■運営管理に関する留意点
12	<input type="checkbox"/>	救助班	各種施策の積極的な活用を図り、入居者に一般住宅や公営住宅等への転居を進める。	■施策内容

■建設場所選定に関する留意点

- ア 被災者が相当期間居住することを考慮する。
- イ 教育、保健衛生、地域コミュニティ等の諸条件を考慮する。
- ウ 原則市有地から選定を行うが、市有地での選定が困難な場合、適当な公有地又は私有地から選定する。

■入居資格者

- ア 以下の事項に全て該当する者
 - 住家が全焼、全壊又は流失した者
 - 居住する住家がない者
 - 自ら住家を確保できない者
- イ 市長が必要と認める者

■応急仮設住宅の建設・入居に関する書類、帳簿等の種類

- 救助実施記録日計票
- 応急仮設住宅台帳〔災害救助法様式8〕
- 応急仮設住宅用敷地賃借契約書
- 応急仮設住宅使用賃借契約書
- 応急仮設住宅建築のための原材料購入契約書、工事契約書、その他設計書、仕様書等
- 応急仮設住宅建築のための工事代金等支出証拠書類
- 直営工事によって建築した場合は、工事材料受け払い簿、大工・作業要員等の出納簿、輸送簿等も整備する。

■運営管理に関する留意点

- ア 応急仮設住宅における安心・安全を確保する。
- イ 孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケアを行う。
- ウ 入居者によるコミュニティの形成及び運営に努める。
- エ 女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。
- オ 家庭動物の受入れについて配慮する。

■施策内容

- 公営住宅による住宅の設置又は優先入居
- 各種貸付制度等による住宅資金の斡旋
- 社会福祉施設等への収容

9-2 住宅の応急修理

概要：住宅の応急修理を行う。

時期：自己の資力では住宅の応急修理をすることができない被災者が発生したとき。

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	建築班	住宅の被災状況及び被災者の意向を調査し、状況を把握する。	
2	<input type="checkbox"/>	建築班	市ののみで処理不可能な場合は、近隣市町、県、国その他の関係機関の応援を要請する。	
3	<input type="checkbox"/>	建築班	応急修理について、各請負建設業者への一括請負を原則とするが、建設業者で資材の調達が困難な場合は、鹿児島森林管理署から資材の売り渡しを受ける。	
4	<input type="checkbox"/>	建築班	住宅の応急修理に関する書類、帳簿等を整備し、保管する。	■住宅の応急修理に関する書類、帳簿等の種類

■住宅の応急修理に関する書類、帳簿等の種類

- 救助実施記録日計票
- 住宅応急修理記録簿〔災害救助法様式16〕
- 住宅の応急修理のための契約書、仕様書等
- 住宅の応急修理関係支出証拠書類
- 直営工事による修理を実施した場合は、修理材料受け払い簿、大工・作業要員等出勤簿、材料輸送簿等を整備する。

第10節 文教対策

10-1 応急教育の実施

概要：児童・生徒の安全を確保し、応急復旧及び応急教育を行う。

時期：災害発生後。

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	学校教育班	<p>以下の事項の報告を、校長から受けたとき、被災状況をとりまとめ、本部会議と教育事務所に報告する。</p> <p>①学校その他教育関係施設の被害状況 ②教員・職員の被災状況 ③児童・生徒の被災状況及び概要 ④応急措置を必要と認める事項</p>	
2	<input type="checkbox"/>	学校教育班	必要に応じ、報告結果に基づき応急対策等について協議するため、教育委員会災害対策会議を開催する。	
3	<input type="checkbox"/>	学校教育班	<p>教育施設が被災等した場合は、必要に応じ、校長と協議し休校措置をとる。</p> <p>※休校措置が登校後に決定し児童生徒を帰宅させる場合、注意事項を十分徹底させ、必要に応じて集団下校、学校職員による誘導等適切な措置を行う。</p>	
4	<input type="checkbox"/>	学校教育班	学校が避難所となった場合、校長と施設の利用方法及びできるだけ早い時期に授業が再開できるよう必要な協議を行う。	■避難が長期化した場合の留意点
5	<input type="checkbox"/>	学校教育班	教育施設が被災した場合又は学校が避難所となった場合には、応急教育を実施するための施設を確保する。	■応急教育施設の確保方法
6	<input type="checkbox"/>	学校教育班	教職員が不足する場合は、応急教育に必要な教職員を確保する。	■教職員の確保方法
7	<input type="checkbox"/>	学校教育班	応急教育に必要な教材等を確保する。	10-2 参照
8	<input type="checkbox"/>	学校教育班	施設、職員、教材等が確保できたら、応急教育を実施する。	■応急教育に関する留意点

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考
9	<input type="checkbox"/>	学校教育班	<p>被災後に通常教育又は応急教育を行う場合には、以下の事項に留意し、児童、生徒、教職員の健康管理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 校舎内外の清掃・消毒 ● 飲料水の検査 ● 感染症の予防接種や健康診断 ● 不安やストレスを取り除くための相談やカウンセリングなどの心のケア 	
10	<input type="checkbox"/>	学校教育班	被害を受けた給食施設の復旧等による学校給食の確保については、校長と連携し、必要な対策を講ずる。	■学校給食復旧対策

■避難が長期化した場合の留意点

- ア 避難が長期化する場合、収容者と児童生徒がそれぞれ支障とならないよう指導する。
 イ 避難が長期化する場合、給食施設は被災者用炊き出しの施設として利用されることが考えられるが、学校給食と炊き出しの調整に留意する。

■応急教育施設の確保方法

- ア 被害の程度により、応急処理のできる範囲の場合はできるだけ速やかに修理を行う。
 イ 普通教室の一部が使用不能になった場合、特別教室、屋内体育施設等を利用する。
 ウ 校舎の全部又は大部分が使用不能になった場合、公民館等公共施設又は最寄りの学校等の校舎を利用する。
 エ 市内全域が被害を受けるなど市内での施設の確保が困難なときは、県教育事務所を通じて県教育委員会に施設のあっせんを要請する。
 オ 前記により施設の確保ができない場合は、応急仮校舎の建設を検討する。

■教職員の確保方法

操作範囲	実施内容
学校内調整	欠員が少数の場合は、学校内において調整する。
市内調整	学校内調整が困難な場合は、市立学校間において調整する。
市外調整	市内調整が困難な場合は、県教育委員会に他市町村との調整を要請する。
臨時職員	教育職員の確保に際して、前記までの方法によるほか、教員免許状所有者で現職にないものを臨時に確保することを検討する。

■応急教育に関する留意点

- ア 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、児童生徒等の負担にならないように留意する。
- イ 教育場所が公民館等学校以外の施設によるときは、授業の方法、児童生徒等の保健等に留意する。
- ウ 通学道路等の被害状況に応じ、通学等に当たっての危険防止を指導する。
- エ 授業が不可能な事態が予想されるときは、児童生徒に対し、自習、勉学の内容・方法等を周知徹底する。

■学校給食復旧対策

項目	内容
施設の復旧	給食施設が被害を受けたときは、必要な応急修理を行う。 応急修理ができないときは、校舎の一部を利用する等代替施設の確保に努める。
給食用原材料の確保	災害により給食用原材料（小麦粉、精米等）が滅失し、給食の実施に支障をきたすときは、需要品名、数量等を一括して県教育委員会にあっせんを要請する。
給食器具等の確保	器具等が早急に確保できない場合は、必要に応じて代替器具等の使用などの応急措置を行う。
給食の一時中止	次の場合には給食を一時中止する。 <ul style="list-style-type: none"> ● 感染症の発生その他食品衛生上の危険が予想されるとき。 ● 給食物資の確保が困難なとき。 ● その他給食の実施が適当でないと考えられるとき。

10-2 学用品の調達・給与及び授業料の減免等

概要：学用品を調達・給与及び授業料の減免等を行う。

時期：災害発生から数日が経過し、就学援助等を必要と判断したとき。

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考
○学用品の調達・給与について				
1	<input type="checkbox"/>	学校教育班	学校長と連携し、給与対象となる児童及び学用品の必要数を把握する。	■学用品給与対象者
2	<input type="checkbox"/>	学校教育班	文房具、通学用品等の必要数を学校別にとりまとめ、調達する。	
3	<input type="checkbox"/>	学校教育班	教材については、県に必要数を報告し、調達を依頼する。 また、学用品の調達が困難な場合は、県教育委員会に調達あっせんを要請する。	
4	<input type="checkbox"/>	学校教育班	各学校長を通じて、対象者に給付する。	
5	<input type="checkbox"/>	学校教育班	学用品の給与に関する書類、帳簿等を整備し、保管する。	■学用品の給与に関する書類、帳簿等の種類
○授業料減免等について				
6	<input type="checkbox"/>	学校教育班	高等学校生徒の保護者又は当該生徒が被害を受け、授業料の減免及び育英資金の貸与が必要であると認められる場合は、県教育委員会の承認を受けて授業料減免の措置を講じる。	
7	<input type="checkbox"/>	学校教育班	育英資金の貸与については、鹿児島県育英財団及び日本学生支援機構に特別の措置を講ずるよう要請する。	

■学用品給与対象者

住家が全、半壊（焼）又は床上浸水により喪失し、就学上支障のある小中学校児童生徒。

■学用品の給与に関する書類、帳簿等の種類

- 救助実施記録日計票
- 学用品の給与状況〔災害救助法様式18〕
- 学用品購入関係支出証拠書類
- 備蓄物資払い出し証拠書類

10-3 文化財の保護

概要：文化財の保護を行う。

時期：災害が発生し、多数の文化財被害の発生が見込まれるとき。

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	社会教育班	文化財所有者又は管理者の被害状況報告から状況を把握する。	
2	<input type="checkbox"/>	社会教育班	県、国指定文化財の被害状況については、県に報告する。	
3	<input type="checkbox"/>	社会教育班	被害状況を勘案して、市指定文化財の応急措置の実施方針を決定する。	
4	<input type="checkbox"/>	社会教育班	市指定文化財の応急措置に必要な人員、資機材等を確保し、実施体制を確立する。	
5	<input type="checkbox"/>	社会教育班	市指定文化財の応急措置を実施する。	
6	<input type="checkbox"/>	社会教育班	必要に応じ、文化財に関する専門ボランティア等の応援要請を依頼する。	

第11節 義援物資等の取扱い

11-1 義援金

概要： 義援金を募集し、配分する。

時期： 災害発生から数日が経過し、義援金の提供を必要と判断したとき。

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	経理・管理班	義援金の必要有無の判断を行う。	
2	<input type="checkbox"/>	経理・管理班	県及び日本赤十字社鹿児島県支部、社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関と連絡調整を行う。	
3	<input type="checkbox"/>	経理・管理班	義援金の受付・保管、配分に係る人材を確保し、配分委員会を設置する。	
4	<input type="checkbox"/>	経理・管理班	義援金の募集方法、送り先、募集期間等を定める。	
5	<input type="checkbox"/>	経理・管理班	受付窓口や振込指定口座を開設する。	
6	<input type="checkbox"/>	経理・管理班	義援金募集に関する情報について、報道機関等を通じて国民に周知する。	
7	<input type="checkbox"/>	経理・管理班	義援金の提供を受けたときは、受領書を発行し、記録する。	
8	<input type="checkbox"/>	経理・管理班	義援金を一時保管する。 状況に応じて、金融機関に保管する。	
9	<input type="checkbox"/>	経理・管理班	義援金の対象者、配分額、配分方法等について検討を行う。	
10	<input type="checkbox"/>	経理・管理班	義援金を被災者へ配分する。	
11	<input type="checkbox"/>	経理・管理班	義援金の収納額や使途についてとりまとめるとともに、義援金の配分結果を広報する。	

11-2 義援物資

概要： 義援物資を募集し、配分する。

時期： 災害発生から数日が経過し、救援物資の提供を必要と判断したとき。

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	経理・管理班	義援物資の必要有無の判断を行う。	
2	<input type="checkbox"/>	経理・管理班	必要に応じて日本赤十字社鹿児島県支部、市社会福祉協議会、その他関係機関に義援物資の受け入れ、仕分け、配達に関する協力を要請する。	
3	<input type="checkbox"/>	経理・管理班	救援物資の受付・保管、配分に係る人材を確保し、配分委員会を設置する。	
4	<input type="checkbox"/>	経理・管理班	概ね被災地に必要・不要とされる物資及びその量について情報を整理する。	
5	<input type="checkbox"/>	経理・管理班	物資の送り先及び配分場所を検討し、物資受入れに必要な準備を行う。	
6	<input type="checkbox"/>	経理・管理班	義援物資の募集期間を定める。	
7	<input type="checkbox"/>	経理・管理班	義援物資募集に関する情報について、報道機関等を通じて国民に周知する。	
8	<input type="checkbox"/>	経理・管理班	受入れを行った義援物資の内容及び量を把握した上で、記録する。	
9	<input type="checkbox"/>	経理・管理班	寄託された義援物資は配分するまでの間、一時保管し、損傷、紛失等ないよう適正に管理する。	
10	<input type="checkbox"/>	経理・管理班	対象者、配分内容、配分方法等の配分基準を定める。	
11	<input type="checkbox"/>	経理・管理班	ボランティア等の協力を得て、被災者のニーズを踏まえ、義援物資を迅速かつ適正に配分する。	
12	<input type="checkbox"/>	経理・管理班	現地の需給状況を勘案し、募集する義援物資のリストを逐次改定する。	

第12節 農林水産業災害の応急対策

12-1 農産物対策

概要： 農産物の被害の拡大を防ぐため、応急対策を行う。

時期： 災害発生から数日が経過し、応急対策が必要と判断したとき。

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	農政班	農家に対し、農作物の気象被害や病害虫被害について、対応策の普及・啓発を行う。	資料 15-9 農林水産災害防止のための指導対策作物
○気象灾害対策				
2	<input type="checkbox"/>	農政班	農産物災害が起こり得る気象情報を把握する。	
3	<input type="checkbox"/>	農政班	農家に対し、適切な準備を呼び掛ける。	
4	<input type="checkbox"/>	農政班	被害状況を把握する。	
5	<input type="checkbox"/>	農政班	被災農家に対して事後措置の指導を行う。	
○病害虫防除対策				
6	<input type="checkbox"/>	農政班	病害虫の異常発生に備えて、JAさつま日置及び市内の販売業者の農薬の確保状況を把握しておく。	
7	<input type="checkbox"/>	農政班	病害虫についての情報を収集し、把握する。	
8	<input type="checkbox"/>	農政班	収集した情報を農家に提供する。	
9	<input type="checkbox"/>	農政班	被害状況を把握する。	
10	<input type="checkbox"/>	農政班	適切な事後措置の指導を行う。	
11	<input type="checkbox"/>	農政班	災害地域が広範囲にわたり、かつ、突発的に発生する病害虫については、大型防除機具等を中心に共同集団防除をする。	
12	<input type="checkbox"/>	農政班	農薬が不足する場合は、県経済連等関係機関と連絡を取り、早急に確保する。	

※気象灾害対策及び病害虫防除対策については、県農政部各課及び農業関係機関と緊密な連携のもと行う。

12-2 林水産物等対策

概要：林水産物等の被害の拡大を防ぐため、応急対策を行う。

時期：災害発生から数日が経過し、応急対策が必要と判断したとき。

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考
○林産物対策				
1	<input type="checkbox"/>	林務水産班	林業家に対し、林産物の気象被害について、対応策の普及・啓発を行う。	資料 15-9 農林水産災害防止のための指導対策作物
2	<input type="checkbox"/>	林務水産班	林産物災害が起こり得る気象情報を把握する。	
3	<input type="checkbox"/>	林務水産班	林業家に対し、適切な準備を呼び掛ける。	
4	<input type="checkbox"/>	林務水産班	被害状況を把握する。	
5	<input type="checkbox"/>	林務水産班	被災林業家に対して適切な事後措置の指導を行う。	
○水産物対策				
6	<input type="checkbox"/>	林務水産班	あらかじめ海岸付近にいる人の危険避難場所について、水産物関係者互間で十分調整するよう指導する。	
7	<input type="checkbox"/>	林務水産班	気象海流情報を把握する。	
8	<input type="checkbox"/>	林務水産班	出漁中の各漁船に、気象海流の変化を周知させるため、気象海流情報を速やかに漁協に通知する。	
9	<input type="checkbox"/>	林務水産班	海難事故が発生した場合、海上保安部に連絡し、救助を依頼する。	
10	<input type="checkbox"/>	林務水産班	被災漁家に対して適切な事後措置の指導を行う。	

第13節 動物保護対策

13-1 飼養動物の保護収容

概要： 動物の保護・収容を行う。

時期： 災害発生から数日が経過し、動物の保護・収容が必要と判断したとき。

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	衛生班	放浪動物の発生状況を把握する。	
2	<input type="checkbox"/>	衛生班	動物の保護に必要な人員、車両及び捕獲用資機材を確保する。	
3	<input type="checkbox"/>	衛生班	県、獣医師会、動物愛護団体、動物愛護ボランティア等に協力を依頼する。	
4	<input type="checkbox"/>	衛生班	動物の収容場所を確保する。	
5	<input type="checkbox"/>	衛生班	保護・収容活動を実施する。	
6	<input type="checkbox"/>	衛生班	動物の保護、収容活動記録を作成する。	

第4章 社会基盤の応急対策

第1節 電力施設の応急対策

1-1 被害状況等の広報

概要：電力施設の被害状況及び復旧見通しを把握するとともに、住民への広報を行う。

時期：災害発生直後。

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	九州電力送配電株式会社と連絡をとり、被害状況及び復旧の見通しを確認する。	
2	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	Step1で把握した情報を整理し、総務連絡・広報班を通じて住民への広報を行う。	
3	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	感電事故及び漏電等による出火を防止するため、住民に対し次のような注意喚起を行う。 <ul style="list-style-type: none">● 垂れ下がった電線に絶対触らないこと。● 浸水家屋については、屋内配線、電気器具等の使用について危険な場合が考えられるので、絶縁測定などで安全を確認の上使用すること。● 外へ避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。	

第2節 ガス施設の応急対策

2-1 協力体制の確立

概要：ガス施設の被害状況を確認し、ガス事業者への協力体制を確立する。

時期：災害発生直後。

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	速やかに市内のガス事業者と連絡をとり、被害状況を確認する。	
2	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	被害が発生した場合には、ガス事業者との連絡担当者を定め、必要に応じて現地に職員を派遣するなど、ガス事業者への協力体制を確立する。	

2-3 広報活動

概要：ガス施設の被害状況及び復旧見通し等を住民に広報する。

時期：災害発生直後。

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	ガス施設の被害状況、復旧の見通し等の情報を収集・整理し、総務連絡・広報班を通じて住民に広報する。	
2	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	供給再開時の事故を防止するため、住民に対し次の事項を十分周知する。 <ul style="list-style-type: none"> ● あらかじめ通知する管内検査及び点火試験の当日は、なるべく在宅すること。不在の場合は、前もって営業所に連絡すること。 ● 点火試験に合格するまでは、ガス器具を使用しないこと。 ● 使用後に異常を発見した場合は、直ちに使用を中止し、バルブを閉めた後、営業所及び消防署に連絡すること。 	

第3節 上水道施設の応急対策

3-1 応急復旧体制の確立

概要： 水道施設の被害状況を把握し、被災施設の応急復旧に向けた体制を確立する。

時期： 災害発生直後。

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	上下水道班	①送配水管路関係調査（給水施設を含む）、②浄水施設、加圧施設、配水池及び取水施設等の施設関係調査に分けて、上水道施設の被害状況調査を行う。	
2	<input type="checkbox"/>	上下水道班	断水地域及び戸数、道路被害情報、交通情報、電気・通信障害に関する情報、並びに関連業者の被害状況等の情報を、各班の協力を得て収集する。	
3	<input type="checkbox"/>	上下水道班	水道事業者と協力し、災害応急対策活動に必要な人員を速やかに確保する。 人員が不足する場合は、日置市管工事組合及び指定給水工事業者等に協力を求める。	
4	<input type="checkbox"/>	上下水道班	水道事業者と協力し、応急復旧を実施するため必要な資材及び機材を準備する。 資材及び機材が不足する場合は、日置市管工事組合及び指定給水工事業者等から緊急に調達する。	

3-2 応急措置及び復旧の実施

概要：被害状況に応じた応急措置を実施するとともに、優先順位を定めて施設の復旧を実施する。

時期：水道施設が被災したとき。

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	上下水道班	施設が破損したときは、破損箇所から有害物等が混入しないように処理するとともに、混入したおそれがある場合は、直ちに給水を停止し、水道の使用を中止するよう住民に周知する。	
2	<input type="checkbox"/>	上下水道班	配水管の幹線が各所で破損し、漏水が著しく給水を一時停止することが適当と考えられる場合は、配水池からの送水を停止し、破損箇所の応急修理を行う。	
3	<input type="checkbox"/>	上下水道班	施設に汚水が浸入した場合は、汚水を排除し、洗管消毒の上、機械器具類を整備し、洗浄消毒、水質確認ののち給水する。	
4	<input type="checkbox"/>	上下水道班	施設が破損し、給水不能又は給水不良となつた一部区域に対しては、他系統からの応援給水を行う。	
5	<input type="checkbox"/>	上下水道班	施設が破損し、全域的に給水不能となつたときは、他の市町村から給水を受けるための給水車の派遣等、飲料用水の最低量の確保に努める。	
6	<input type="checkbox"/>	上下水道班	被害の程度、被害箇所の重要度等を勘案の上、あらかじめ定めた順位により水道施設の復旧を実施する。特に、緊急度の高い医療施設等を優先する。	

3-3 広報活動

概要：水道施設の被害状況、復旧の見通し等について住民に広報する。

時期：水道施設が被災し、住民の混乱防止のため必要があるとき。

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	上下水道班	次の事項について、総務連絡・広報班を通じて住民に広報する。 ● 水道施設の被害状況及び復旧見込み ● 給水拠点の場所及び応急給水見込み ● 水質についての注意事項	

第4節 下水道施設の応急対策

4-1 応急復旧体制の確立

概要：下水道施設の被害状況を把握し、被災施設の応急復旧に向けた体制を確立する。

時期：災害発生直後。

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	上下水道班	管路、ポンプ設備、処理場等のシステム全体について速やかに以下の被害状況を把握する。 <ul style="list-style-type: none"> ● 管路施設の被害状況 ● 排水設備の被害状況 ● 道路冠水状況及び交通情報 ● 処理場施設の被害状況 	
2	<input type="checkbox"/>	上下水道班	収集した情報及び被害状況等を総務連絡・広報班に連絡するとともに、関係職員に伝達する。	
3	<input type="checkbox"/>	上下水道班	災害応急対策活動に必要な人員を速やかに確保する。人員が不足する場合は、指定工事店等の協力を求める。	
4	<input type="checkbox"/>	上下水道班	応急復旧を実施するため必要な資材及び機材を常備する。資材及び機材が不足する場合は、指定工事店等から緊急に調達する。	

4-2 応急措置及び復旧の実施

概要：被害状況に応じた応急措置を実施するとともに、優先順位を定めて施設の復旧を実施する。

時期：下水道施設が被災したとき。

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	上下水道班	各施設の点検を行い、被害箇所、程度に応じて応急措置を実施する。	
2	<input type="checkbox"/>	上下水道班	処理場・ポンプ場において、停電のためポンプの機能が停止した場合、非常用発電機及びディーゼルエンジン直結ポンプにおいてポンプ運転を行い、排水不能の事態が起こらないように対処する。	
3	<input type="checkbox"/>	上下水道班	工事施工中の箇所においては、請負者に被害を最小限にとどめるよう指揮監督するとともに、必要に応じて現場要員、資機材の補給を行わせる。	
4	<input type="checkbox"/>	上下水道班	以下の要領で処理場・ポンプ場の復旧措置を行う。 ● 揚水施設・消毒施設の復旧を最優先とする。 ● 貯留可能な施設へ汚水を貯留する等の措置も検討する。 ● これらと平行して各施設の損壊箇所を直ちに修復する。	
5	<input type="checkbox"/>	上下水道班	管渠施設の点検を行い、被害の程度に応じて応急復旧を実施する。	

第5節 電気通信施設の応急対策

5-1 市防災行政無線の復旧対策

概要：市防災行政無線の復旧対策を行う。

時期：市防災行政無線が被災したとき。

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	総務連絡・ 広報班	市防災行政無線が被災した場合、保守業者に修復を依頼する。	
2	<input type="checkbox"/>	総務連絡・ 広報班	停電が発生し、復電まで長期間が予想される場合には、燃料の調達、供給を図る。	
3	<input type="checkbox"/>	総務連絡・ 広報班	復旧までの間は、次の手段により通信を確保する。 ● 孤立防止対策用衛星電話など災害時用通信手段を用いる。 ● 災害時用通信手段なども使用不能又は困難となった場合には、近隣の使用可能な通信手段を持つ機関に通信を依頼する。	

第6節 道路・河川等の公共施設の応急対策

6-1 道路・橋梁等の応急対策

概要：被災した道路・橋梁等の復旧を行う。

時期：災害発生直後。

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	土木班	パトロール、ライフライン関係の道路占有者、建設業者等からの道路情報の収集等により、道路・橋梁の被災状況を速やかに把握する。	
2	<input type="checkbox"/>	土木班	被害状況に応じた応急措置を講じるとともに、必要に応じて迂回路の選定を行う。	
3	<input type="checkbox"/>	土木班	緊急輸送道路を最優先として、被害を受けた道路の速やかな復旧を行う。	

6-2 河川・砂防・港湾・漁港施設等の応急対策

概要：被災した河川・砂防・港湾・漁港施設等の復旧を行う。

時期：災害発生直後。

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	土木班 林務水産班	パトロール、関係機関からの情報収集等により、河川・砂防・港湾・漁港施設等の被害状況を把握する。	
2	<input type="checkbox"/>	土木班 林務水産班	関係機関と協議して、必要な応急措置を行う。	

6-3 用排水路・農道等の応急対策

概要：被災した用排水路・農道等の復旧を行う。

時期：災害発生直後。

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	耕地班	パトロールや住民からの通報等情報の収集を行い、被災状況を速やかに把握する。	
2	<input type="checkbox"/>	耕地班	被災状況に応じた応急措置を講じるとともに、必要に応じて迂回路の選定を行う。	

第5章 特殊災害対策

第1節 海上災害等対策

1-1 海上災害対策

概要：海上災害対策のため必要な体制を確立し、応急対策を実施する。

時期：海上災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	海上災害発生の通報があった場合、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの被害情報を県に報告する。	
2	<input type="checkbox"/>	各班	災害の状況・規模に応じ、又は県の体制などを踏まえ、応急対策のため必要な体制を確立する。	
3	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	県及び第十管区海上保安本部との協議の上、必要に応じて現地連絡調整所を設置する。	<ul style="list-style-type: none"> ■現地連絡所に関する留意点 ■現地連絡調整所で行う連絡・調整内容 ■現地連絡調整所の活動
4	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	現地連絡調整所に防災責任者（副市長）を派遣し、相互に連絡をとる。	
5	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	海上保安部、警察等に協力し、船舶など多様な手段を活用して捜索を実施する。	
6	<input type="checkbox"/>	消防班	海上で火災が起きた場合、速やかに沿岸部等の火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を行う。	
7	<input type="checkbox"/>	各班	その他「海上災害時の応急対策実施内容」に示す各種対策を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ■海上災害時の応急対策実施内容

■現地連絡所に関する留意点

- 現地連絡調整所の設置場所は、原則として迅速に設置できる場所でかつ現場活動の一体性を考慮して、消防機関の現場指揮本部の付近等で、安全を確保できる場所とする。
- 現地連絡調整所は、県、関係市町村及び第十管区海上保安本部が運営責任者となり運営する。
- 各機関は、連絡員を通じ、情報を提供し、現地連絡調整所において各機関との情報の共有を図る。

■現地連絡調整所で行う連絡・調整内容

- 災害及び負傷者の状況把握
- 各機関の応急対策実施状況及び準備態勢等
- 海上警戒区域設定等の海上安全対策
- 現地の統制及び周辺の立入規制、交通規制
- 海上における負傷者の救急・救護
- 負傷者の陸上搬送先及び被災船舶の入港港湾
- 海上における負傷者の搬送
- 応急救護所の設置・運営
- 負傷者の医療機関への搬送
- 乗船者の一時避難場所
- 家族等への対応
- 遺体の搬送及び安置所等
- 各機関が発表する広報内容の確認等
- その他、応急対策を実施する上で調整を必要とする事項

■現地連絡調整所の活動

- ① 現地連絡調整所の参加機関のうち、必要な機関に連絡員の派遣を要請する。
なお、連絡員の派遣が困難な機関については、常時連絡が取れる体制を保持する。
- ② 各機関の実施する活動の確認及び調整を行うため、隨時又は定期的に連絡調整会議を開催する。
- ③ 関係機関の協力を得ながら、現地連絡調整所に資機材を準備する。
- ④ 大規模な海上災害の発生の危険性がなくなった場合、あるいは発生した災害が沈静化し、現地における応急対策を連携して行う必要性がなくなった場合には、県及び第十管区海上保安本部との協議により現地連絡調整所を廃止する。

■海上災害時の応急対策実施内容

- 被害情報収集及び関係機関への連絡通報
- 他の市町村、消防機関への応援要請
- 応急対策物資のあっせん、調達、輸送の協力
- 一時避難所の設置及び運営
- 遺体一時収容所の設置
- 無傷者、軽傷者の接遇
- 乗船者の家族、関係者への連絡・対応
- 報道機関への対応
- その他の災害応急対策

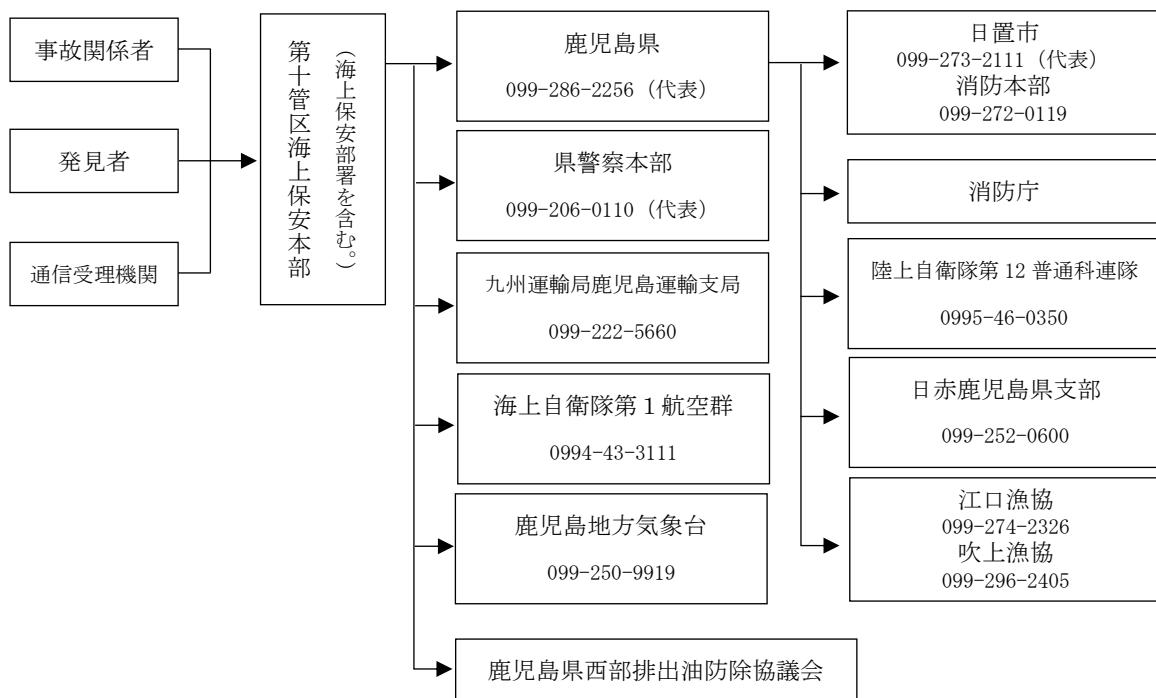
1-2 海上流出油災害対策

概要：海上流出油災害のための活動体制を確立し、関係機関と協力して応急対策を実施する。

時期：海上流出油災害が発生し、又はその波及が予想されるとき。

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	海上流出油災害発生の通報があった場合、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの被害情報を県に報告する。	■海上流出油災害時の連絡体制図
2	<input type="checkbox"/>	各班	市及び関係市町村、関係漁業協同組合、関係消防機関、県機関などと協力して災害対策のための必要な組織を確立する。	
3	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	第十管区海上保安本部に設置された調整本部に防災責任者（副市長）を派遣し、他の関係機関と相互に連絡を密にして対策の調整を図る。	
4	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	一般船舶に対し、巡回船舶等の拡声器による放送、無線通信及び船舶電話等の手段により、災害の状況並びに安全措置について周知する。	
5	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	沿岸住民等に対し、防災行政無線、広報車等の手段により、災害の状況並びに安全措置について周知する。	
6	<input type="checkbox"/>	各班	その他「海上流出油災害時の応急対策実施内容」に示す各種対策を実施する。	■海上流出油災害時の応急対策実施内容

■海上流出油災害時の連絡体制図



管 区 本 部	第十管区海上保安本部 099-250-9801 (運用司令センター)
及 び	鹿児島海上保安部 099-222-6681 (警備救難課)
海上保安部署	串木野海上保安部 0996-32-3592 (警備救難課)

■海上流出油災害時の応急対策実施内容

- 漂着油の状況把握
- 沿岸住民に対する災害火気使用の制限、危険防止のための措置
- 沿岸及び地先海面の警戒
- 沿岸住民に対する避難の指示又は勧告
- ふ頭又は岸壁にけい留中の船舶の火災の消火活動及び延焼防止
- 沿岸地域の火災の消火活動及び延焼防止
- 漂着油の除去措置
- 回収した油の処分
- 海上保安部等関係機関からの要請に対する流出油防除資機材等の協力
- その他海上保安部の行う応急対策への協力

第2節 鉄道事故対策

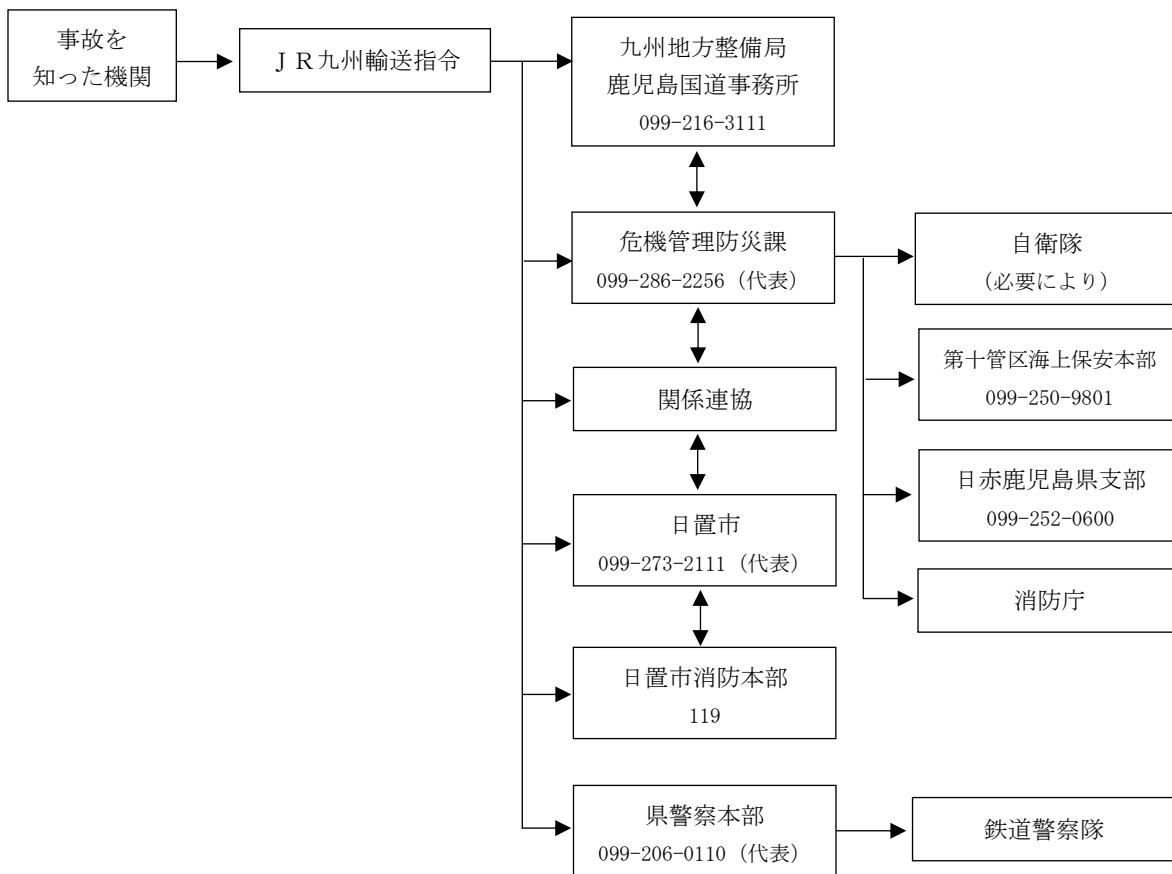
2-1 鉄道事故応急対策

概要：九州旅客鉄道株式会社及び県と協力して、被害拡大防止のための対策を実施する。

時期：鉄道事故が発生したとき。

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保し、災害情報の収集に努め、把握した情報を県その他の関係機関に連絡する。	■鉄道事故時の連絡体制図
2	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	必要に応じて、県に対し自衛隊の災害派遣を要請する。	
3	<input type="checkbox"/>	消防班	火災が起きた場合、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。	
4	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	被災者の家族等に対して情報を正確かつ適切に提供する。	■提供及び広報内容
5	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	地域住民等に対して、防災行政無線、広報車等により、広報を実施する。	
6	<input type="checkbox"/>	土木班	災害の拡大防止及び交通の確保のため、警察等各関係機関と協力して、必要な交通規制を実施する。	
7	<input type="checkbox"/>	消防班 救護班 衛生班	第3部各章に準じて、救急・救助活動、医療救護活動、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。	

■鉄道事故時の連絡体制図



■提供及び広報内容

- 被災者の家族等に対しての提供内容
 - ア 鉄道災害の状況
 - イ 家族等の安否情報
 - ウ 医療機関等の情報
 - エ 市の応急対策に関する情報
 - オ その他必要な事項

- 地域住民等へ対しての広報内容
 - ア 鉄道災害の状況
 - イ 旅客及び乗務員等の安否情報
 - ウ 医療機関等の情報
 - エ 市の応急対策に関する情報
 - オ 施設等の復旧の見通し
 - カ 避難の必要性など、地域に与える影響

第3節 道路事故対策

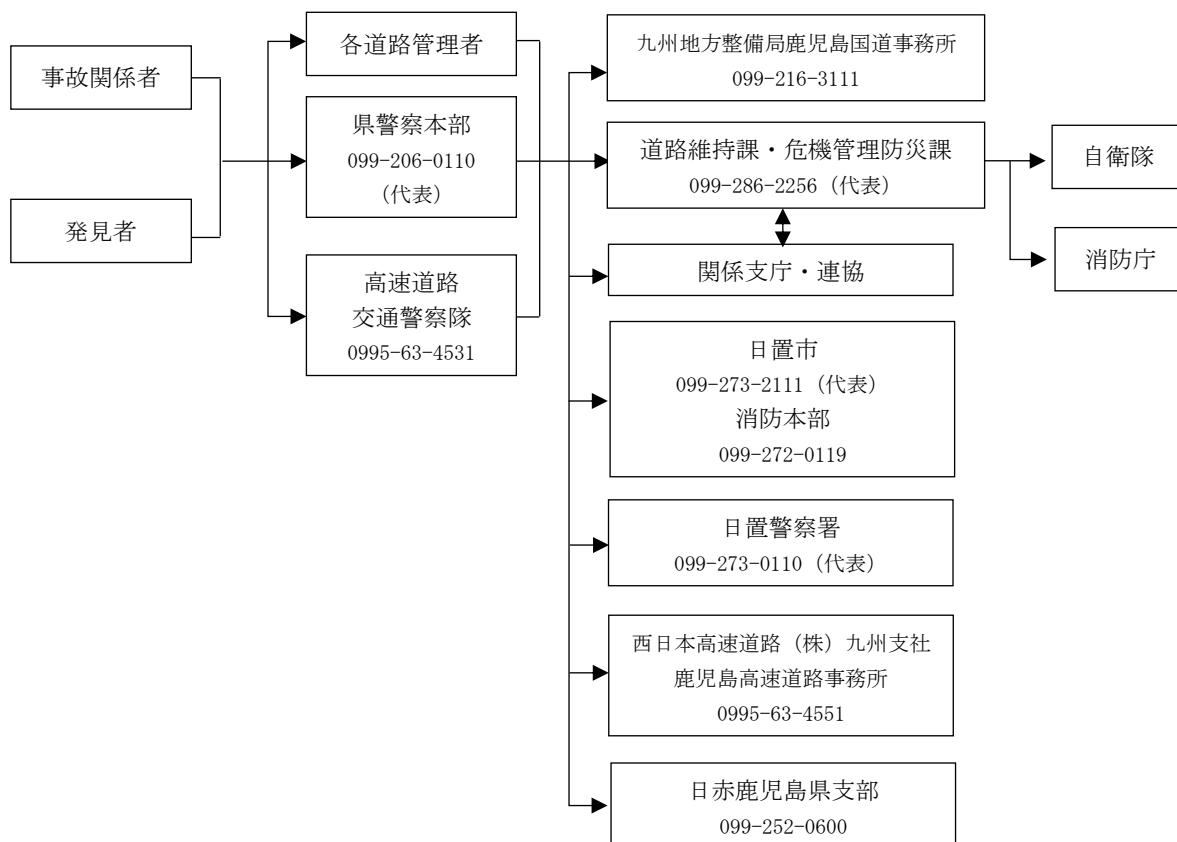
3-1 道路事故応急対策

概要：県及び警察等と協力して救急・救助活動、交通規制などを行う。

時期：大規模な道路災害が発生したとき。

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	事故情報、応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等のための通信連絡体制を整え、人的被害の状況、被害規模等の情報を国、県及び警察に連絡する。	■道路事故時の連絡体制図
2	<input type="checkbox"/>	消防班	人命の救急・救助を最優先とし、警察等関係機関と協力し、人命の救急・救助活動を行う。	
3	<input type="checkbox"/>	土木班	市が管轄する道路で災害が発生した場合は、必要に応じて交通規制を行い、関係機関や道路交通情報センターに連絡して一般住民等への情報提供を行うとともに、う回路等の案内表示を行う。	
4	<input type="checkbox"/>	消防班	警察等関係機関と協力し、歩行者、運転者等の避難誘導を行う。	
5	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	被災者の家族等に対して事故災害及び救出作業に係る情報を可能な限り提供する。	

■道路事故時の連絡体制図



第4節 危険物等災害対策

4-1 危険物等災害応急対策

概要：危険物等災害の被害情報の把握及び救急・救助、消火活動等を行う。

時期：危険物等の災害が発生したとき。

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	人的被害・火災の発生状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの被害情報を県に報告する。	
2	<input type="checkbox"/>	消防班	火災が起きた場合、迅速に消火活動を行う。	
3	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	必要に応じて、他市町村等に応援を要請する。	
4	<input type="checkbox"/>	各班	第3部各章に準じて、救急・救助活動、医療救護活動、住民の避難誘導、広報活動等を実施する。	

第5節 林野火災対策

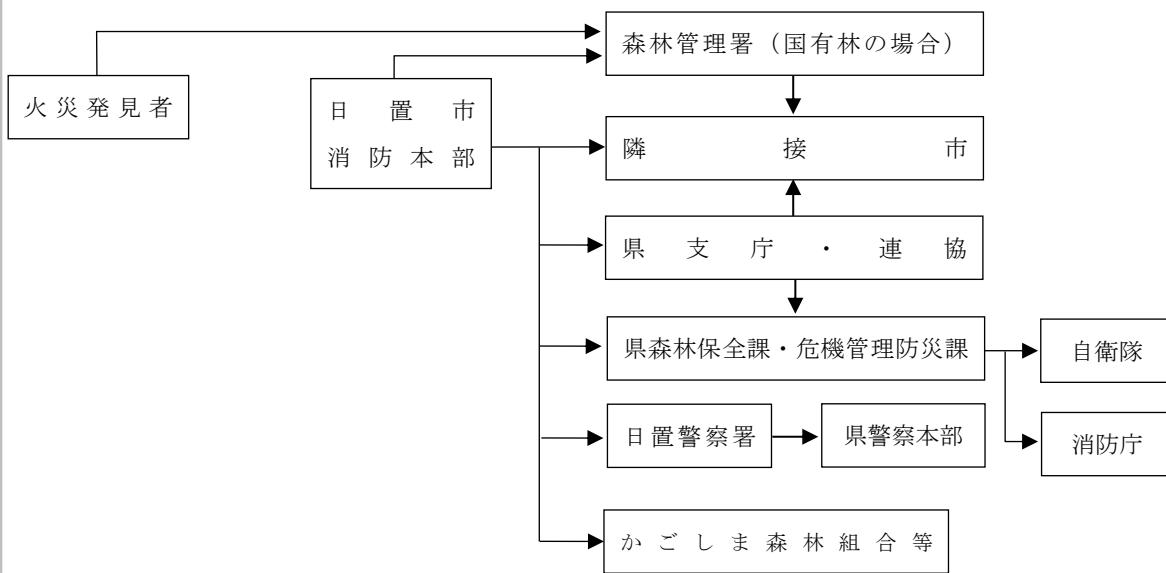
5-1 林野火災応急対策

概要：林野火災のための現場指揮本部を設置し、消火活動、救急・救助活動等を行う。

時期：林野火災が発生したとき。

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	火災を発見した者から通報を受けた場合、速やかに、県、隣接市町、関係機関等に通報するとともに、県等と相互に情報交換等を行う。	■林野火災通報連絡図
2	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	人的被害・火災の発生状況等の情報を収集し、被害規模を把握する。	
3	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	隣接市町村等へ応援出動要請を行う。	
4	<input type="checkbox"/>	消防班	消防機関等の地上隊による消火が困難と判断する場合は、県に対して消防・防災ヘリコプターの派遣要請をするなど、空中消火体制をとる。	
5	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班 消防班	現場指揮本部を設置し、関係機関と連携して消火・延焼防止活動を行う。	
6	<input type="checkbox"/>	各班	第3部各章に準じて、救急・救助活動、住民の避難誘導等の人命救助活動を行う。	

■林野火災通報連絡図



第6節 不発弾処理対策

6-2 不発弾の認定

概要：現地確認、陸上自衛隊による不発弾認定への協力を行う。

時期：不発弾を発見したとき又は発見の通報を受けたとき。

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	総務課	警察、発見者と共同で現地確認を行い、不発弾及び付近の情報等の確認、写真撮影を行う。	
2	<input type="checkbox"/>	総務課	現地確認結果をとりまとめ、写真を添付して市長及び副市長に報告する。	
3	<input type="checkbox"/>	総務課	報道機関への情報提供文を作成し、FAXにより報道機関に通知する。	※不発弾の認定は自衛隊が行うため、この時点では「不発弾らしき物体」として情報提供する。
4	<input type="checkbox"/>	総務課	陸上自衛隊による不発弾の認定に立ち会う。	
5	<input type="checkbox"/>	総務課	認定結果について報道機関に情報提供を行う。	
6	<input type="checkbox"/>	総務課	陸上自衛隊と不発弾処理に関する協定を締結する。	

6-3 不発弾処理に向けた事前準備

概要：不発弾処理に向けた事前準備を行う。

時期：不発弾の認定後。

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考
○調整会議の開催				
1	<input type="checkbox"/>	総務課	陸上自衛隊と不発弾処理日、時間等について調整を行い、処理日程を作成する。	
2	<input type="checkbox"/>	総務課	関係機関との調整会議を開催し、処理日程、避難区域等に関する説明を行うとともに、任務分担等について調整を行う。	※関係機関： 陸上自衛隊、警察、道路管理者、消防団 等 ■関係機関との事前協議内容
○避難対策				
3	<input type="checkbox"/>	総務課	避難図面、避難者リストを作成する。	
4	<input type="checkbox"/>	総務課	開設する避難所を決定する。	
5	<input type="checkbox"/>	総務課	避難対象世帯に対し、個別訪問等により当日の避難を依頼する。	
6	<input type="checkbox"/>	総務課	避難区域内の要配慮者を把握し、避難所への搬送体制等を検討する。	

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考
○その他				
7	<input type="checkbox"/>	企画課	市HP、報道機関等を通じて、不発弾処理に関する広報を行う。	
8	<input type="checkbox"/>	建設課	交通規制のための準備を行う。	
9	<input type="checkbox"/>	建設課	土のう積み等による防御壁を構築する。	
10	<input type="checkbox"/>	総務課	不発弾等交付金交付要綱に基づき、交付金の交付申請を行う。	

■関係機関との事前協議内容

- 不発弾等処理日時
- 交通規制時間
- 避難半径
- 現地対策本部設置場所
- 避難場所
- 救急活動
- 避難世帯及び避難人員
- 広報活動
- 避難開始時刻及び完了時刻

6-4 不発弾処理の実施

概要：陸上自衛隊による不発弾処理に協力する。

時期：不発弾処理を実施するとき。

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	総務課	現地対策本部を設置する。	
2	<input type="checkbox"/>	総務課	避難所を開設し、住民の避難誘導、要配慮者の搬送を行う。	
3	<input type="checkbox"/>	建設課	警察と協力して交通規制を実施する。	
4	<input type="checkbox"/>	総務課	陸上自衛隊による不発弾処理に立ち会う。	
5	<input type="checkbox"/>	総務課	不発弾処理完了後、その旨を県等の関係機関、避難所に通知する。	
6	<input type="checkbox"/>	総務課	要配慮者を避難所から自宅へ搬送する。	

第6章 公共施設の災害復旧

第1節 公共土木施設等の災害復旧事業等の推進

1-1 災害復旧事業等の推進

概要：各種補助事業を活用し、公共土木施設等の早期復旧を行う。

時期：災害発生から数日が経過し、被害の全体像が把握できたとき。

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	各班	査定に備えて、現地調査を早急に実施し、必要な書類の作成を行う。	
2	<input type="checkbox"/>	各班	災害の程度及び緊急の度合等に応じて、県及び国への緊急査定あるいは本査定を速やかに要望する。	
3	<input type="checkbox"/>	各班	緊急査定の場合は、災害査定に立ち会い、派遣された現地指導官と十分なる協議を行う。	
4	<input type="checkbox"/>	各班	本査定に先立ち、復旧について関係者と事前協議を行う。	
5	<input type="checkbox"/>	各班	本査定に立ち会い、現場の被害状況等必要な説明を行う。	
6	<input type="checkbox"/>	各班	査定で補助事業の対象外となった場合でも、必要に応じて県補助対象事業として実施できるよう県に要望する。	
7	<input type="checkbox"/>	各班	事業計画を検討・作成する。	<ul style="list-style-type: none"> ■事業計画作成に関する留意点 ■事業計画の種別
8	<input type="checkbox"/>	各班	災害復旧事業の発注準備を行い、施行業者を決定する。	
9	<input type="checkbox"/>	各班	委託した災害復旧事業の進捗管理を行う。	

※本項の各班とは、土木班・耕地班・林務水産班・農政班・上下水道班・建築班・救助班・衛生班・学校教育班・社会教育班のことを指す。

■事業計画作成に関する留意点

- ア 緊急性の高いものを優先とし、現年度内に完了するよう事業計画を作成する。
- イ 大災害が発生した場合は、復旧事業着手後において労働力の不足、施工業者の不足や質の低下、資材の払底等のため工事が円滑に実施できること等も予想されるので、このような事態を想定して十分検討しておく。

■事業計画の種別

- ア 公共土木施設災害復旧事業計画
 - 河川公共土木施設災害復旧事業計画
 - 海岸公共土木施設災害復旧事業計画
 - 砂防設備災害復旧事業計画
 - 地すべり防止施設災害復旧事業計画
 - 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
 - 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
 - 道路公共土木施設災害復旧事業計画
 - 港湾公共土木施設災害復旧事業計画
 - 漁港公共土木施設災害復旧事業計画
- イ 農林水産施設災害復旧事業計画
- ウ 都市災害復旧事業計画
- エ 水道災害復旧事業計画
- オ 下水道災害復旧事業計画
- カ 住宅災害復旧事業計画
- キ 社会福祉施設災害復旧事業計画
- ク 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- ケ 学校教育施設災害復旧事業計画
- コ 社会教育施設災害復旧事業計画
- サ その他の災害復旧事業計画

第7章 被災者の災害復旧・復興支援

第1節 被災者の生活確保

1-1 生活相談

概要：相談所を設け、苦情・要望等を解決する。

時期：災害発生から数日が経過し、被害の全体像が把握できたとき。

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	救助班	被災者のための相談所を開設する。	
2	<input type="checkbox"/>	救助班	相談所の開設について、総務連絡・広報班を通じて広報する。	
3	<input type="checkbox"/>	救助班	住民からの苦情、要望等を受け付け、適切な指導・助言を行うとともに、必要に応じて関係機関に連絡して対応を要請する。	

1-2 災害廃棄物等の処理

概要：災害廃棄物等を適切に処理する。

時期：災害発生から数日が経過し、被害の全体像が把握できたとき。

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	土木班	災害廃棄物等の仮置場、最終処分地の確保を行う。	
2	<input type="checkbox"/>	土木班	市内での仮置場等の確保が困難な場合、隣接の市町に仮置場、最終処分地の確保について要請する。	
3	<input type="checkbox"/>	土木班	最終処分地までの処理ルートを確保する。	
4	<input type="checkbox"/>	土木班	災害廃棄物等の処理計画を作成する。	
5	<input type="checkbox"/>	土木班	災害廃棄物等を収集し、仮置場に運搬する。 ※危険なもの、通行上の支障があるもの等を優先する。	
6	<input type="checkbox"/>	土木班	災害廃棄物等を最終処分地に運搬し、処理を実施する。	

1-3 支援金等の支給・融資

概要： 支援金等及び融資の申請窓口を設置し、申請を受け付ける。

時期： 災害発生から数日が経過し、支援金等の支給・融資が必要と判断したとき。

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	経理・管理班	各種支援金及び融資の制度利用条件や手続きを把握する。	
2	<input type="checkbox"/>	経理・管理班	支援金等の支給及び融資の申請に関する窓口を設置する。	
3	<input type="checkbox"/>	経理・管理班	各種制度内容及び申請窓口の設置について、総務連絡・広報班を通じて広報する。	
4	<input type="checkbox"/>	経理・管理班	支援金等の支給及び融資の申請を受け付けるとともに、適切な制度の案内、支援金等の支給又は融資（市が行うもの）、県への申請等を行う。	

1-4 税の減免措置等

概要： 納税者等からの申請を受け付け、税の減免措置等を行う。

時期： 災害が発生し、税の免税措置等が必要と判断したとき。

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	経理・管理班	税の減免措置等の制度利用条件や手続きを把握する。	
2	<input type="checkbox"/>	経理・管理班	税の減免措置等の申請に関する窓口を設置する。	
3	<input type="checkbox"/>	経理・管理班	税の減免措置等の内容及び申請窓口の設置について、総務連絡・広報班を通じて広報する。	
4	<input type="checkbox"/>	経理・管理班	税の減免措置等の申請を受け付けるとともに、税の減免等の措置を行う。	

1-5 り災証明書の交付

概要： り災証明書を発行し、被災者に交付する。

時期： 災害発生後、被災者からり災証明書発行の申請があったとき。

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	被災者からり災証明書の発行申請を受け付ける。	
2	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	り災証明書発行に係る被害認定調査を実施する。	
3	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	被害認定調査結果に基づき、り災証明書を作成し、申請者に交付する。	
4	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	被災者から再調査の依頼があった場合は、再調査を行い、り災証明書を再発行する。	

1-6 被災者台帳の作成

概要：被災者台帳を作成する。

時期：災害発生から数日が経過し、被災者台帳の作成が必要と判断したとき。

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	すでに保有している被災者の情報や、被災者からの各種支援制度に係る受給申請等の際に得られた被災者の情報を一元的に集約する。	
2	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	必要に応じて、他市町に対して被災者に関する情報の提供を要求する。	
3	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	集約した被災者の情報をもとに、被災者台帳を作成する。	■被災者台帳の記載事項

○台帳情報の提供申請が行われた場合

		総務連絡・広報班	<p>申請者に次の事項を記載した申請書の提出を求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） ● 申請に係る被災者を特定するために必要な情報 ● 提供を受けようとする台帳情報の範囲 ● 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るもののが含まれる場合には、その使用目的 ● 上記のほか、台帳情報の提供に関し町長が必要と認める事項 	
4	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班	<p>申請書を確認し、台帳情報の提供を行う。</p> <p>※ただし、当該申請が不当な目的によるものと認めるときや、申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときは、情報の提供を行わない。</p>	
5	<input type="checkbox"/>	総務連絡・広報班		

■被災者台帳の記載事項

- 氏名
- 生年月日
- 性別
- 住所又は居所
- 住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況
- 援護の実施の状況
- 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- 電話番号その他の連絡先
- 罷災証明書の交付の状況
- 被災者本人が台帳情報の外部提供に同意している場合の提供先
- 台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
- その他市長が必要と認める事項

第2節 中小企業等への融資措置

2-1 中小企業等への融資

概要：中小企業等への融資の相談窓口を設置し、中小企業等への融資の手続きを行う。

時期：災害発生から数日が経過し、中小企業等への融資が必要と判断したとき。

Step	<input checked="" type="checkbox"/>	担当	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	商工班	中小企業等への融資制度の利用条件や手続き等を把握する。	■融資制度の種類
2	<input type="checkbox"/>	商工班	中小企業等への融資の相談窓口を設置する。	
3	<input type="checkbox"/>	商工班	中小企業等への融資制度の内容及び相談窓口の設置について、総務連絡・広報班を通じて広報する。	
4	<input type="checkbox"/>	商工班	中小企業等への融資の相談を受け付けるとともに、適切な融資制度を案内し、融資に必要な手続きを行う。	
5	<input type="checkbox"/>	商工班	鹿児島県中小企業災害復旧資金利子補助金交付要綱に基づき、県に対し、利子補助金の申請・請求を行う。	

■融資制度の種類

融資制度名	内容
天災融資法による 経営資金及び事業資金	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基づき、特に著しい災害があり、法適用の指定を受けた場合、農林漁業者に対して再生産に必要な低利の経営資金を、被害を受けた農協等の組合に対しては事業資金をそれぞれ融資する。
日本政策金融公庫の 災害資金	株式会社日本政策金融公庫法に基づき、日本政策金融公庫（農林水産事業）が被害農林漁業者等に対し、貸し付けを行う資金は次の通りである。 (1) 農林漁業セーフティネット資金 (2) 農業基盤整備資金 (3) 農林漁業施設資金 (4) 漁業基盤整備資金 (5) 漁船資金 (6) 林業基盤整備資金
鹿児島県融資制度 緊急災害対策資金	災害により被害を受けた県内中小企業者の資金需要に迅速・的確に対応し、当該中小企業者の速やかな業況回復を図る。
政府系金融機関の融資	日本政策金融金庫及び商工組合中央金庫がそれぞれの制度で融資を行う。 融資条件は隨時改訂されるので、利用の際は関係先への確認が必要である。
鹿児島県信用保証 協会の保証	県内に事務所（個人の場合は住居又は事務所）を有し、事業を営んでいる中小企業者に対して、融資を行う。